

法曹志望者数等に関する調査

報告書

令和 7 年 3 月

アビームコンサルティング株式会社

目次

第 1 章	本調査の位置づけ・目的及び調査概要	1
第 1 節	調査の位置づけ及び目的	1
第 2 節	本報告の全体像	2
第 3 節	令和 5 年度調査での調査内容と本調査における活用方針	3
第 4 節	調査の前提となる法曹志望者数の把握	4
第 2 章	令和 5 年度調査の確認・検証と法曹志望者数の増減傾向の把握	7
第 1 節	令和 5 年度調査における法科大学院志願者数の推計方法の確認	8
第 2 節	令和 5 年度調査における法科大学院志願者数の推計方法の検証	11
第 3 節	本調査における要因分析の前提となる法曹志望者数の増減傾向の把握	15
第 3 章	法曹志望者数の増減傾向の要因の分析	16
第 1 節	法曹志望者数の増減傾向と統計情報の関連性分析（相関分析）	17
第 2 節	法曹志望者の意識や意見を基にした増減傾向の要因分析（アンケート分析）	29
第 3 節	法曹志望者数の増減傾向の要因分析の結果及び考察	37
第 4 章	法曹志望者数を増やすための方策等の検討	38
第 1 節	法曹志望者数を増やすための情報発信の検討	39
第 2 節	留意すべき質の担保のあり方に係る調査	57
第 5 章	調査結果のまとめ	62

第1章 本調査の位置づけ・目的及び調査概要

第1節 調査の位置づけ及び目的

第1項 調査の位置づけ及び目的

我が国では、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする法曹養成制度が平成16年度に創設され、制度創設当初は多くの者が法曹を志望し、法科大学院を受験していた。

しかし、法科大学院全体としての司法試験合格率や弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がり等が制度創設当初に期待された状況と異なるものとなり、結果として、制度開始当初は70,000人を超える法科大学院志願者がいたが、平成28年度には10,000人を下回る等、志願者数が減少する事態に至った。

こうした事態を受け止め、法科大学院志願者数ひいては法曹志望者数の回復を図るための様々な取組が行われ、その一環として、法科大学院における教育の充実と時間的・経済的負担の軽減を目的とする法改正も行われた。

上記法改正の際、国会においては法改正による法曹志望者数の増加等に係る効果について、適切な時期に十分な分析及び調査を行うことを求める附帯決議がされたことを受け、令和5年度に調査研究¹（以下、「令和5年度調査」という。）が実施された。

本調査研究（以下、「本調査」という。）は、令和5年度調査の調査結果の深掘りを行い、「**法曹志望者数がどのような要因で増減しているのか**」及び「**増減の要因を踏まえて法曹志望者数を増加させるためにはどのような方策を行うべきか**」を調査することを目的に、令和6年度に実施されたものである。

第2項 調査の従事者

本調査は、アビームコンサルティング株式会社公共ビジネスユニットの従事者4名によって実施した。

¹ 「我が国における法曹志望者数に関する調査報告書」（令和6年3月 公益社団法人 商事法務研究所）

第2節 本報告の全体像

本報告は、以下の 5 つの章から構成される。それぞれの章における記載事項を以下に示す。

第 1 章：本調査の位置づけ・目的及び調査概要

本章では、本調査の位置づけ及び目的を記載する。

本調査は、令和 5 年度調査の深掘りを行う位置づけであり、令和 5 年度調査の結果を踏まえ「法曹志望者数がどのような要因で増減しているのか」及び「法曹志望者数を増加させるためにはどのような方策を行うべきか」を調査することが目的である。

第 2 章：令和 5 年度調査の確認・検証と法曹志望者数の増減傾向の把握

本章では、本調査の目的である「法曹志望者数がどのような要因で増減しているのか」を分析する前提として、法曹志望者数がどのような推移で変化しているかを確認した。

調査に当たっては、令和 5 年度調査が、文部科学省、法務省等が公開する法科大学院志願者数及び予備試験受験者数等の統計情報を用いてどのように調査したのかを確認した。

なお、令和 5 年度調査では法科大学院志願者数の推移を把握するために、受験者の併願の考慮や外れ値の排除という処理をしている。本調査ではこの処理の妥当性を検証し、本調査の前提となる法曹志望者数の増減傾向を把握した。

第 3 章：法曹志望者数の増減傾向の要因の分析

本章では、上記で把握した法曹志望者数の増減傾向がどのような要因から起こっているのかを把握するために分析を行った。

分析に当たっては、統計情報との間の関連性を確認して増減の要因を分析する手法（相関分析）や、法曹志望者や法曹志望者となり得る者の意識・意見を踏まえて増減の要因を分析する手法（アンケート分析）を用いた。

第 4 章：法曹志望者数を増やすための方策等の検討

本章では、上記で把握した法曹志望者数の増減の主要因を基に、法曹志望者数を増加させるためにはどのような方策、特に情報発信を行うことが望ましいのかを検討した。

検討に当たっては、法学部や法科大学院への進学等に際して、誰がどのような情報を参照するのか、どういった媒体を用いて情報収集を行うのかをアンケート等から把握した上で、発信すべき情報を検討した。

また、法曹志望者数を増やすための方策の検討に付随して、法曹志望者や法曹の質を担保するための取組を検討するために、他土業における取組を調査した。

第 5 章：調査結果のまとめ

本章では、第 2 章から第 4 章までで記載した本調査の結果をまとめ、調査の結論を記載した。

第3節 令和5年度調査での調査内容と本調査における活用方針

本節では令和5年度調査での調査事項及び本調査との関連を示す。

令和5年度調査は、4つの章で構成される。章構成及び本調査との関連を以下の図表 1-1 に示す。

図表 1-1 令和5年度調査の章構成及び内容

令和5年度調査		本調査との関連
章	章タイトル及び記載内容	
第1章	法科大学院志願者数等推移の分析 ✓ 法科大学院志願者数の統計値を、外れ値や複数校を併願する者を考慮した値の補正といった処理を行った上で、増減傾向を把握し分析 ✓ 分析の結果として「司法試験合格率」、「法科大学院数」、「法科大学院入学定員数」等の統計情報との関連性を指摘	✓ 令和5年度調査にて判明している関連性のある統計情報を参照し、法曹志望者数の増減傾向を調査（第3章に記載） ✓ 左記で実施している、複数校を併願する者を考慮した値の補正処理の妥当性を検証（第2章に記載）
第2章	法曹コースの制度や在学中受験資格の活用状況等 ✓ 法曹コース及び在学中受験資格の利用状況に係る統計値を整理し、利用状況を分析	✓ 令和5年度調査にて分析されている法曹コース及び在学中受験制度の利用状況に係る統計値を参照し、法曹志望者数増減の要因を分析するとともに、法曹コースが与えている影響を考察（第3章に記載）
第3章	若年層やその保護者等の認識の変化等 ✓ 高校生及び保護者向けに法学部等への進学希望や司法試験の受験予定等をアンケート調査	✓ 法曹志望者数を増やすための方策を検討するに当たり、参考情報として利用（第4章に記載）
第4章	法曹志望者の増加に係る法改正の効果に関する考察 ✓ 法曹コース及び在学中受験資格の効果を検証し、結論として、近年の法曹志望者数の増加に寄与していると考察	✓ 令和5年度調査報告書の第2章とあわせ、本調査での法曹志望者数増減の要因を分析するとともに、法曹コース、在学中受験資格が与えている影響を考察（第3章に記載）

第4節 調査の前提となる法曹志望者数の把握

第1項「法曹志望者」及び「法曹志望者数」の考え方

本項では、公開されている統計情報から法曹志望者数の推移を確認する前提として、「法曹志望者」をどのように定義するかを示す。

「法曹」とは広義には法律に関わる職業に従事する人を指し、狭義には「法曹三者（弁護士・検察官・裁判官）」を指す。本調査では、この内の法曹三者を目指す者を法曹志望者と捉える。

また、法曹三者になるためには、法科大学院に進学し所定の単位を修得する又は法科大学院を修了する、若しくは、予備試験に合格し、司法試験を受験する必要がある。

そのため、本調査では法曹志望者数を「司法試験を受験を行うために、法科大学院を志願する者及び予備試験を受験する者の数」と捉える。

なお、司法試験を受験する資格を得るための経路の説明は、以下の図表 1-2 のとおりである。

図表 1-2 司法試験を受験する資格を得るための経路と想定される志願者

司法試験 受験資格	取得ルート	取得ルートの説明	当該ルートを利用すると想定 される志願者（例）
法科大学院課程修了の資格・ 在学中受験資格を取得する	法科大学院（既修者コース）の一般選抜を受験・入学し、所定の単位を修得する	法学に係る基礎的な知識を有している人を対象とした教育課程を履修し（既修者コース）、法曹となるために必要な学識及び能力等を培う。	・ 法学の基礎知識を既に修得している学部学生 ・ 法学の基礎知識を既に修得している社会人
	法曹コース修了生が法科大学院（既修者コース）の特別選抜（5年一貫型）を受験・入学し、所定の単位を修得する	・ 大学の法学部等に設置された法曹コースを修了し、既修者コースにて法曹となるために必要な学識及び能力等を培う。 （大学3年で早期卒業等し、法科大学院既修者コースで在学中受験資格を取得・合格することで、最短5年間で司法試験受験が可能となる。（以下、「3+2」という。））	・ 法学部等に設置された法曹コースを修了した学部学生
	法曹コース修了生が法科大学院（既修者コース）の特別選抜（開放型）を受験・入学し、所定の単位を修得する		
	法科大学院（未修者コース）の一般選抜を受験・入学し、所定の単位を修得する	法学に係る基礎的な知識を習得していない人を対象とした教育課程を履修し（未修者コース）、法曹となるために必要な学識及び能力を培う。	・ 法学に関する学習経験が無い学部学生 ・ 法学に関する学習経験が無い社会人
司法試験予備試験合格の資格を取得する	予備試験を受験する	経済的事情等の理由から、法科大学院に通わずに司法試験の受験資格を得るためのルート。	・ 法科大学院に進学せず、司法試験合格を目指す者

第2項 公開情報に基づく法科大学院志願者数及び司法試験予備試験受験者数の推移

本項では、公開されている統計情報から法曹志望者数の推移を確認する。

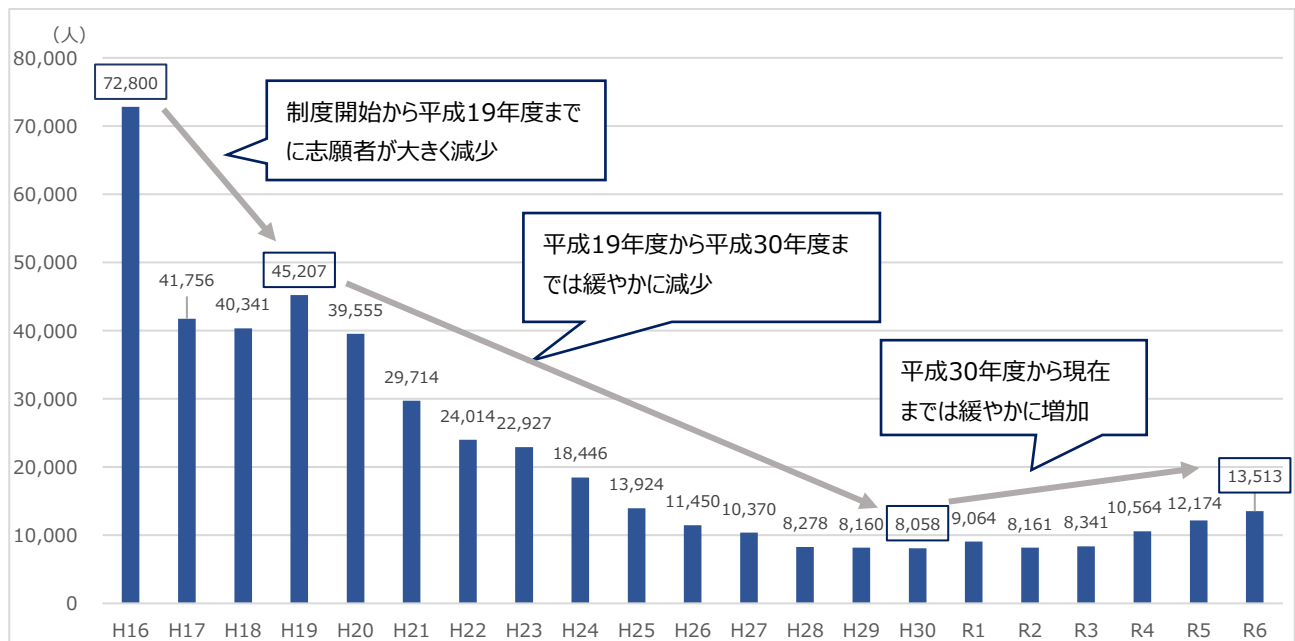
① 法科大学院志願者数の推移

法科大学院の志願者数は文部科学省及び法務省が公開する「法科大学院の設置状況」という資料から確認することができる。本調査では最新版である「法科大学院の設置状況（令和6年度）」²から各年度の志願者数を集計した。結果は、以下の図表1-3のとおりである。

最初に法科大学院が設置された平成16年度には72,800人の志願者がいたが、平成19年度頃までに大きく減り、平成30年度頃まで緩やかに減少を続けた。平成30年度に制度開始以後で最小の志願者数となったが、その後は現在まで志願者数が緩やかに増加している。

なお、「法科大学院の設置状況」に記されている志願者数は、各法科大学院を志願した者の数値を合計したものであり、併願を行う受験者を考慮した「何名の受験者がいるのか」を示しているわけではない点には留意が必要である。

図表 1-3 法科大学院志願者数の年度ごとの推移



② 予備試験受験者数の推移

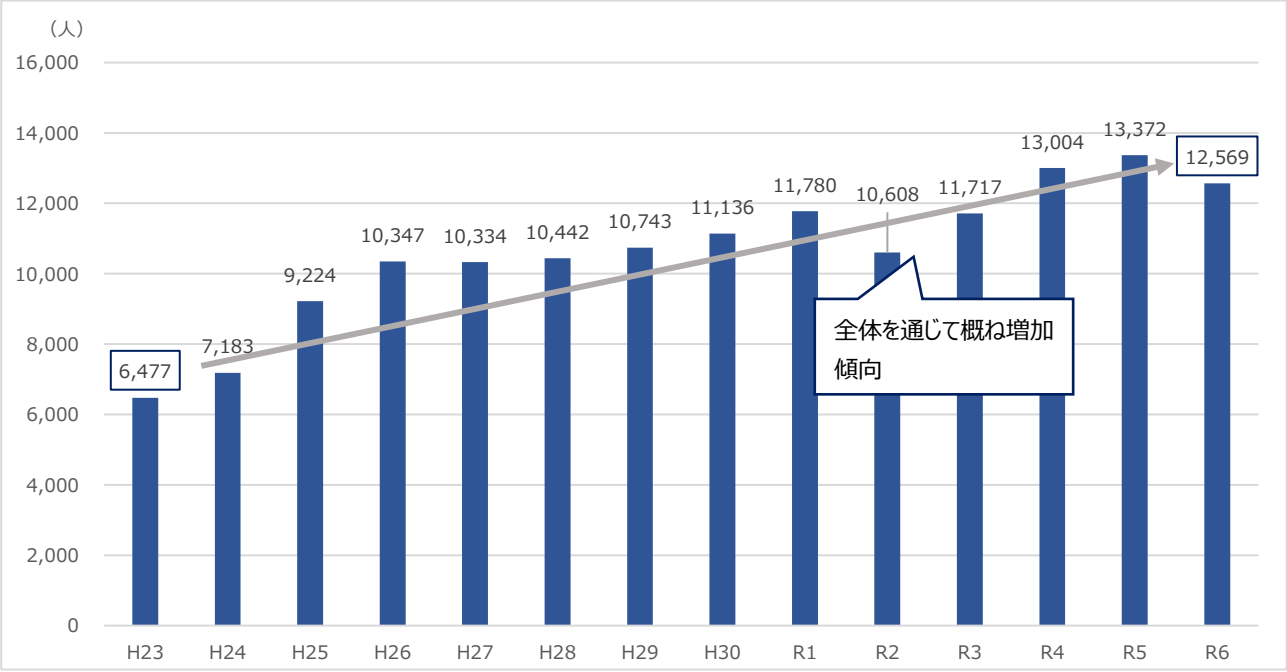
予備試験の受験者数は、法務省が毎年公開する「司法試験予備試験の結果について」³という資料から確認することができる。本調査では制度開始以後の当該資料を確認した上で、各年の予備試験受験者数を集計した。その結果は、以下の図表1-4のとおりである。

予備試験の受験者数は、例外的に前年よりも受験者が減少した年が見られるものの、全体としては制度が開始された平成23年から概ね増加傾向にある。

² 文部科学省「法科大学院の設置状況（令和6年度）」（https://www.mext.go.jp/content/20240913-mxt_senmon02-000038047_8.pdf、令和7年3月7日閲覧）

³ 法務省「司法試験予備試験の結果について」（https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00027.html、令和7年3月7日閲覧）

図表 1-4 予備試験受験者数の年ごとの推移⁴



第3項 法科大学院志願者数及び予備試験受験者数の推移から確認できる傾向

図表 1-3、図表 1-4 から、法科大学院志願者数及び予備試験受験者数については図表 1-5 に示す傾向を確認できる。

図表 1-5 統計値における法曹志望者数の増減傾向の把握

司法試験を受験する経路	統計値による推移
①法科大学院の受験	制度開始から平成 19 年度までの大きな減少
	平成 19 年度から平成 30 年度までの緩やかな減少
	平成 30 年度以降の増加傾向
②予備試験の受験	制度開始時から概ね増加傾向

Point : 公開されている統計情報に基づく法曹志望者数増減の傾向

- ✓ 法科大学院の受験者数は制度開始から平成 30 年度頃までは減少傾向にある（制度開始から平成 19 年度頃までは大きな減少、平成 19 年度頃から平成 30 年度頃までは緩やかな減少）。
- ✓ 一方で、平成 30 年度以降は増加傾向に転じている。
- ✓ 予備試験の受験者数は制度開始時から概ね増加傾向にある。

⁴ 法務省 平成 23 年から令和 6 年の「司法試験予備試験の結果について」
（https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00027.html、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）より集計し、グラフを作成した。

第2章 令和5年度調査の確認・検証と法曹志望者数の増減傾向の把握

本章では、法曹志望者数がどのような要因で増減しているのかを分析する前提として、令和5年度調査において、統計値上の法曹志望者数の増減傾向をどのように解釈したのかを確認し、分析の対象としていた法科大学院志望者数の推移の傾向についての妥当性を確認する。そのために以下の3つの取組を行った。

【本章における各節の説明】

第1節：令和5年度調査における法科大学院志望者数の推計方法の確認

令和5年度調査において、法曹志望者数の増減傾向を把握するために行われた法科大学院志望者数の推計方法を確認する。

第2節：令和5年度調査における法科大学院志望者数の推計方法の検証

本節では、令和5年度調査における統計情報への処理の妥当性を検証し、令和5年度調査が前提とした法曹志望者数の増減傾向を本調査においても分析の前提とすることができるかを確認する。

第3節：本調査における要因分析の前提となる法曹志望者数の増減傾向の把握

本節では、第3章で要因分析を行う前提となる法曹志望者数の増減傾向を確認・把握する。

第1節 令和5年度調査における法科大学院志願者数の推計方法の確認

本節では、令和5年度調査において法曹志望者数の増減傾向を把握するために行われた法科大学院志願者数の推計方法を確認する。

（１）処理の概要

前章において示している法科大学院の志願者数は、各法科大学院の志願者数を集計した値である。そのため、ひとりの受験者が複数の法科大学院に出願した場合の併願が考慮されておらず、併願校数が多いほど実際の志願者数は小さくなってしまふ等、志願者数の実態を捉えられていない可能性がある。

そのため、令和5年度調査では併願を考慮しつつ、傾向を分析する上で参考とできない数値（外れ値）を分析の対象から排除して法科大学院志願者数の推移の把握を試みている。

本項では、併願や外れ値の考慮の処理を確認し、その結果から令和5年度調査が依拠している法科大学院志願者数の推移を確認する。

（２）法科大学院志願者数の外れ値を除く処理

処理①：制度開始当初の志願者集中の考慮

令和5年度調査では、法科大学院の最初の受験年である平成16年度から平成20年度までの期間は、他の期間の法科大学院志願者数との間に大きな乖離があり、制度開始当初の志願者の集中があると想定し、分析対象とする法科大学院志願者数の推移における外れ値であると判断している。

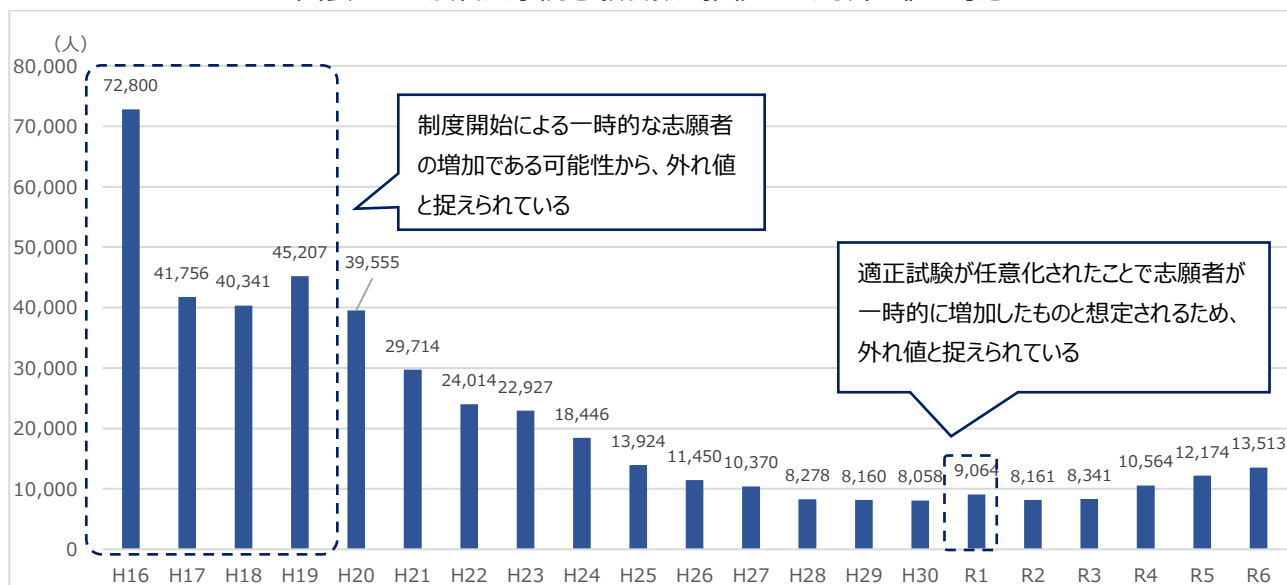
処理②：適性試験の必須受験の廃止の考慮

また、令和5年度調査では、令和元年度の志願者数は、この年度から適性試験⁵を受けることが法科大学院受験上の必須要件ではなくなったことで一時的に増加したものと想定されるため、外れ値であると判断している。

上記を踏まえ、令和5年度調査では、外れ値の考慮を行った結果、法科大学院志願者数の増減傾向を平成21年度から令和5年度（令和元年度を除く）の範囲で分析している。

⁵ 法科大学院の入学志願者の選抜に当たり、法科大学院での教育を受けるために必要な基礎学力があるかを測るために実施されていた試験のことを指す。制度開始の前年の平成15年度から、適性試験の受験は法科大学院の受験に当たって必須要件だったが、平成30年度の適性試験から、法科大学院の受験の必須要件ではなくなった（任意化された）。

図表 2-1 法科大学院志願者数の推移における外れ値の考慮



(3) 法科大学院志願者の併願を考慮した受験者数を把握するための処理

処理①：併願を考慮するための前提の把握

法科大学院の受験に当たって、ひとりの者が複数の法科大学院入試に出願することは珍しくない。また、ひとつの法科大学院の未修者コースと既修者コースに併願することも考えられる。法科大学院志願者数の統計値をそのまま用いると、ひとりの者が同一年度に複数校を受験することを考慮できないため、複数校受験を考慮し、「何名の受験者がいるのか」を把握するためには、統計値に対する処理が必要となる。

処理②：適性試験受験者からの受験者数の把握

令和5年度調査では統計値から受験者数を把握するために、法科大学院受験に当たって受験することが必須であった適性試験の受験者数からの推計を試みている。すべての法科大学院志願者が受験前年度の適性試験を受ける必要があるため、各年度の法科大学院志願者数が受験前年度の適性試験受験者数とほぼ一致するとみなすことができる⁶。

処理③：補正值による適性試験任意化後の受験者数の把握

また、適性試験の受験が必須ではなくなった令和元年度以降は、令和5年度調査における増減傾向の分析対象期間であった平成21年度から平成30年度における、法科大学院志願者数と適性試験受験者数の値の比率の平均である1:0.40056という値を基に、各年度の志願者数に補正值0.40056をかけた値を以て当該期間の法科大学院志願者数とみなしている。

その結果は図表2-2のとおりである。

⁶ 法曹養成制度改革連絡協議会第20回協議会（令和4年12月22日開催） 資料2-12「法科大学院適性試験志願者数及び受験者数」（https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00207.html、令和7年3月7日閲覧）。なお、令和5年度調査で指摘されているとおり、平成22年までは日弁連法務研究財団及び大学入試センターによりそれぞれ適性試験が実施されており、平成22年までは大学入試センターの受験者数が日弁連法務研究財団のものを上回っている。大きな傾向として大部分の法科大学院受験者が両方の適性試験を受験し、かつ、大学入試センターの適性試験はほとんどすべての法科大学院受験者が受験するというものが想定されるため、平成22年までは大学入試センターの受験者数を、それ以降は日弁連法務研究財団の受験者数を用いている。

図表 2-2 併願を考慮した場合の法科大学院志願者数

年度	推計値（人）	推計方法
平成 21 年度	11,870	前年度適性試験（大学入試センター）受験者数を以て法科大学院志願者数として採用している
平成 22 年度	9,370	
平成 23 年度	7,909	
平成 24 年度	7,249	前年度適性試験（日弁連法務研究財団）受験者数を以て法科大学院志願者数として採用している
平成 25 年度	5,967	
平成 26 年度	4,945	
平成 27 年度	4,091	
平成 28 年度	3,621	
平成 29 年度	3,286	
平成 30 年度	3,086	
令和元年度	3,603	推計値（法科大学院志願者数×補正值 0.40056）を用いている
令和 2 年度	3,268	
令和 3 年度	3,341	
令和 4 年度	4,231	
令和 5 年度	4,876	
令和 6 年度	5,413	

第2節 令和5年度調査における法科大学院志願者数の推計方法の検証

前節に示した令和5年度調査では法科大学院志願者数の推計において、令和5年度調査独自の補正値を利用して法科大学院志願者数の正しい推移の把握を検討している。一方で、令和5年度調査では補正値の妥当性について検証を行っておらず、補正値を用いて算出した法科大学院志願者数が正しく実態をとらえられていない可能性も考えられる。そこで、本調査では別角度から併願を除く法科大学院志願者数について推計を行うことで、令和5年度調査で利用している補正値の妥当性について検証する。

第1項 令和5年度調査における統計値への処理を踏まえた法曹志望者数の増減傾向の把握結果

令和5年度調査では、法曹志望者数のうち、法科大学院志願者数については外れ値と想定される年度を増減傾向から除いている。加えて、同一年度の法科大学院の複数校受験を考慮し、「何名の受験者がいるのか」を把握するために、適性試験の受験者数を用いた法科大学院志願者数の推計をしている。

また、予備試験受験者数については、統計値をそのまま利用している。

その結果、令和5年度調査では、法科大学院志願者数及び予備試験受験者数について、以下の傾向性を分析の対象としている。

【法科大学院志願者数の増減傾向】

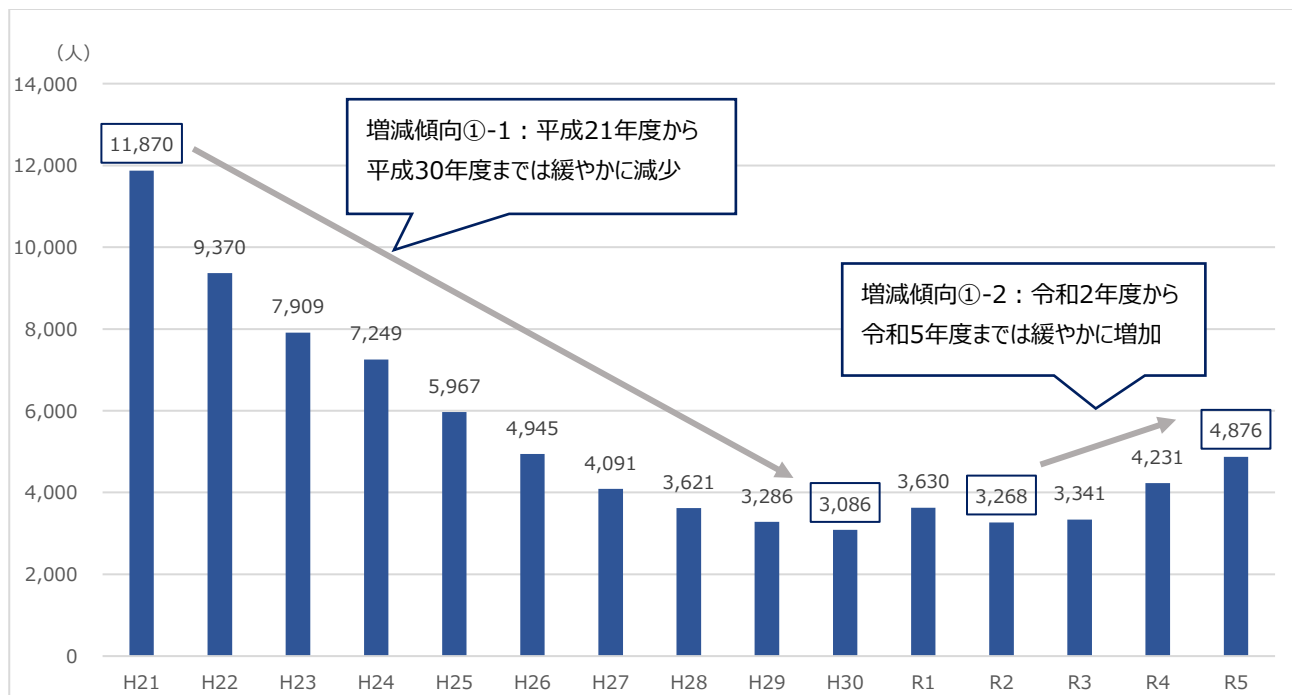
①-1：法科大学院志願者数の平成21年度から平成30年度までの減少傾向

①-2：法科大学院志願者数の令和2年度以降の増加傾向

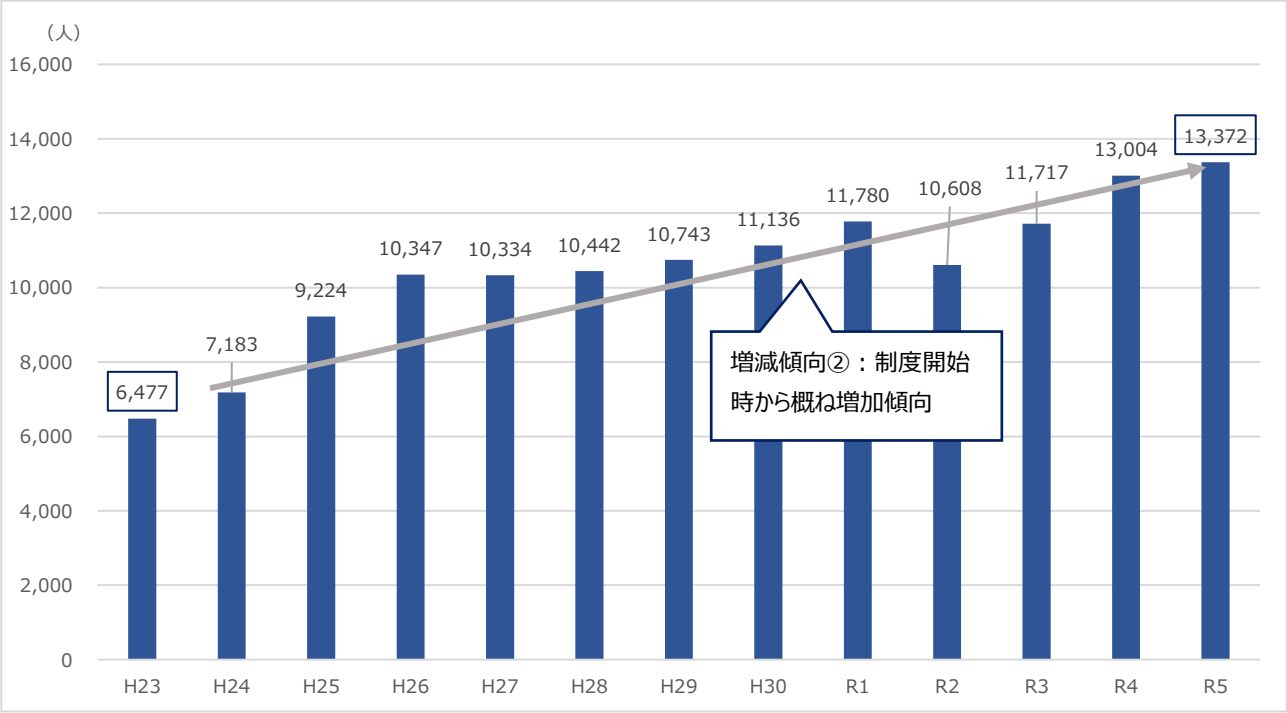
【予備試験受験者数の増減傾向】

②：予備試験受験者数の制度開始時からの増加傾向

図表 2-3 令和5年度調査における法科大学院志願者数の増減傾向



図表 2-4 令和5年度調査における予備試験受験者数の増減傾向



なお、法科大学院志望者数、予備試験受験者数の統計値及び令和5年度調査の関連性は以下の図表 2-5 に示すとおりである。

図表 2-5 統計値及び令和5年度調査における法曹志望者数の増減傾向の把握

司法試験を受験するための経路	統計値による推移	令和5年度調査
①法科大学院の受験	制度開始から平成19年度までの大きな減少	制度開始当初の志望者の平成20年度までを外れ値として解釈。分析の対象外に設定
	平成19年度から平成30年度までの緩やかな減少	平成20年度までを外れ値として解釈。 平成21年度から平成30年度までの減少傾向を分析の対象に設定（増減傾向①-1）
	平成30年度以降の増加傾向	令和元年度を外れ値として解釈。 令和2年度から令和5年度の増加傾向を分析の対象に設定（増減傾向①-2）
②予備試験の受験	制度開始時から概ね増加傾向	統計値をそのまま採用し、 制度開始時からの増加傾向を分析の対象に設定（増減傾向②）

第2項 令和5年度調査における併願を含まない法科大学院志望者数の妥当性検証

本章の第1節に示したとおり、令和5年度調査では、適性試験実施期間の「法科大学院志望者数の統計値」（＝併願を含む法科大学院志望者数。以下、「併願を含む志望者数」という。）及び「適性試験受験者数」（＝併願を含まない法科大学院志望者数。以下、「併願を含まない志望者数」という。）の比率の平均値 1:0.40056 から、適性試験が任意化された以後の併願を含まない法科大学院志望者数を推計している。

本調査では、令和5年度調査の推計方法とは異なる方法で、併願を含まない法科大学院志望者数の推計を試

みる。

■ 本調査における併願を含まない法科大学院志願者数の推計方法

本調査では、併願を含まない法科大学院志願者数の推計のために、単回帰分析の手法を用いる。
単回帰分析では、実測値を基に予測したい値を算出するために、以下のような算出式を用いる。

$$(\text{予測したい値}) = (\text{予測したい値に関連する値}) \times (\text{回帰係数}) + (\text{切片})$$

本調査の推計で算出したい「予測したい値」は、適性試験が任意化された後の「併願を含まない志願者数」であり、「予測したい値に関連する値」は「併願を含む志願者数」である。

実測値がある平成30年度までの「併願を含まない志願者数」（＝適性試験受験者数）及び「併願を含む志願者数」（＝法科大学院志願者数の統計値）との関係性から、回帰係数を及び切片を求めると、回帰係数が「0.372」、切片が「357」という数値になり、これを式に当てはめると、以下ようになる。

$$(\text{併願を含まない志願者数}) = (\text{併願を含む志願者数}) \times 0.372 + 357$$

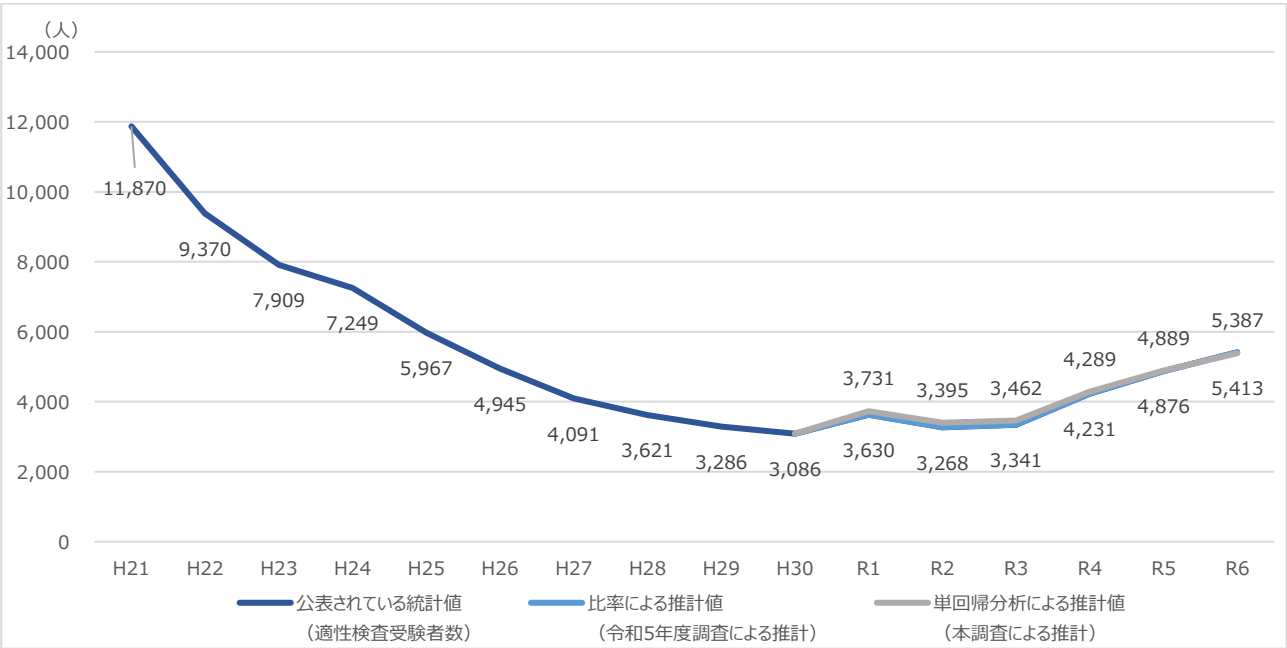
■ 本調査における併願を含まない法科大学院志願者数の推計結果

上記の算出式を基に、各年度の併願を含まない志願者数を推計すると、以下の図表2-6のようになる。

図表 2-6 単回帰分析を用いた併願を含まない法科大学院志願者数の推計結果

年度	単回帰分析による推計値 (本調査による推計)	比率による推計値 (令和5年度調査による推計)
令和元年度	3,731	3,630
令和2年度	3,395	3,268
令和3年度	3,462	3,341
令和4年度	4,289	4,231
令和5年度	4,889	4,876
令和6年度	5,387	5,413

図表 2-7 法科大学院志願者数の予測値と補正値の推移



推計の結果、異なる推計手法である単回帰分析を用いても類似する結果が出たことから、**令和5年度調査における推計の結果はおおよそ支持できるものと考えられる⁷**。

⁷ なお、令和6年度の法曹コース利用者のうちの特別選抜（5年一貫型）の志願者は605人、合格者は382人、入学者は254人であり、特別選抜（開放型）の志願者数は843人、合格者は180人、入学者は51人である。これに対して、一般選抜入試は志願者数12,065人、合格者数3,249人、入学者数（既修者コースのうち特別選抜を除くものおよび未修者コースの入学者数合計）は1,771人である（「令和6年度法科大学院入学者選抜の全体像」

（<https://www.moj.go.jp/content/001422206.pdf>、令和7年3月25日閲覧）より）。

特別選抜（5年一貫型）の受験倍率が一般選抜入試と比較して低く、また、大学によっては特別選抜と一般選抜（既修者コース）の併願を禁じているケースがある（例：日本大学（https://www.law.nihon-u.ac.jp/lawschool/admissions/03/pdf/nyushi_yoko_2025.pdf、令和7年3月25日閲覧））ことから、特別選抜（5年一貫型）の志願者においては単願を行う者がいる可能性が考慮できる。ただし、併願を禁じるかは大学によって異なること、志願者数に対し入学者数が半数以下であること（＝半数以上は併願を行っている可能性が否めないこと）、法科大学院志願者数全体に対して部分的であることから、本調査では、単願者が増加している可能性は考慮せず、併願者を除くための推計を行っている。

第3節 本調査における要因分析の前提となる法曹志望者数の増減傾向の把握

前節において、令和5年度調査で分析の対象としていた法科大学院志願者数の推移の傾向についての妥当性が確認できたため、本調査では、令和5年度調査の統計値を踏襲し、それぞれに調査時点での最新の値を加えた以下の法曹志望者数の増減傾向を分析の対象として把握する。

【法科大学院志願者数の増減傾向】

- ①-1：法科大学院志願者数の平成21年度から平成30年度までの減少傾向
- ①-2：法科大学院志願者数の令和2年度から令和6年度までの増加傾向

【予備試験受験者数の増減傾向】

- ②：予備試験受験者数の制度開始時からの増加傾向

図表 2-8 統計値、令和5年度調査及び本調査における法曹志望者数の増減傾向の把握

司法試験を受験するための経路	統計値による推移	令和5年度調査	本調査
①法科大学院の受験	制度開始から平成19年度までの大きな減少	制度開始当初の志願者の平成20年度までを外れ値として解釈。分析の対象外に設定	令和5年度調査と同様の理由から分析の対象外に設定
	平成19年度から平成30年度までの緩やかな減少	平成20年度までを外れ値として解釈。 平成21年度から平成30年度までの減少傾向を分析の対象に設定（増減傾向①-1）	補正値の妥当性を確認し、 平成21年度から平成30年度までの減少傾向を分析の対象に設定 （増減傾向①-1）
	平成30年度以降の増加傾向	令和元年度を外れ値として解釈。 令和2年度から令和5年度の増加傾向を分析の対象に設定（増減傾向①-2）	補正値の妥当性を確認し、 令和2年度から令和6年度の増加傾向を分析の対象に設定 （増減傾向①-2）
②予備試験の受験	制度開始時から概ね増加傾向	統計値をそのまま採用し、制度開始時からの増加傾向を分析の対象に設定（増減傾向②）	制度開始時からの増加傾向を分析対象に設定 （増減傾向②）

Point :

令和5年度調査の確認・検証結果、本調査の分析対象とする法曹志望者数の増減傾向

- ✓ 令和5年度調査で用いられていた補正値による推計の手法は、異なる推計手法を用いても類似する結果が出ており、おおむね支持できる。
- ✓ 上記を踏まえて、本調査においては、令和5年度調査の統計値を踏襲し、以下の法曹志望者数の増減傾向を分析の対象として把握する。

【法科大学院志願者数の増減傾向】

- ①-1：法科大学院志願者数の平成21年度から平成30年度までの減少傾向
- ①-2：法科大学院志願者数の令和2年度から令和6年度までの増加傾向

【予備試験受験者数の増減傾向】

- ②：予備試験受験者数の制度開始時からの増加傾向

第3章 法曹志望者数の増減傾向の要因の分析

本章では、前章において設定した分析対象である法曹志望者数の増減傾向が、どのような要因に影響を受けて起きているのかを分析するために以下の3つの取組を行った。

【本章における各節の説明】

第1節：法曹志望者数の増減傾向と統計情報の関連性分析（相関分析）

本節では、法曹志望者数の増減傾向に影響を与えた要因を分析するために、統計情報との間の関連性を分析する。分析に当たっては、法曹志望者数の増減に「何がどのように影響した可能性があるか」を仮説として立案した上で、その仮説に関連する統計情報を収集・集計し、法曹志望者数の増減との間にどのような相関が見られるかを調査する。

第2節：法曹志望者の意識や意見を基にした増減傾向の要因分析（アンケート分析）

本節では、法曹志望者が「なぜ法曹を目指すのか」「どのような点に魅力を感じ法曹を選択するのか」や法曹を志望しなかった者が「どのような理由から法曹を志望しなかったのか」という意識や意見をアンケートから分析し、法曹志望者数の増減傾向の要因が何であるかを調査する。

第3節：法曹志望者数の増減傾向の要因分析の結果及び考察

本節では、第1節及び第2節の結果を取りまとめた上で、法曹志望者数の増減傾向がどのような理由で起こっているのかを考察する。

第1節 法曹志望者数の増減傾向と統計情報の関連性分析（相関分析）

本節では、法曹志望者数の増減傾向に影響を与えた要因を分析するために、統計情報等との関連性を分析する「相関分析」を行う。

令和5年度調査においても、法曹志望者数の増減傾向に対する相関分析が行われており、「法学部の学生数の減少」、「法科大学院数の減少」、「司法試験の合格率の低下」等が関連性が見られる統計情報であることが明らかになった。

本調査では、令和5年度調査で明らかになった相関性を持つ統計情報に加え、法曹志望者数の増減傾向に影響を与えた可能性のある要因を仮説として洗い出した上で、関連性を分析する。

第1項 検証する仮説及び検証手法の説明

（1）検証を行う仮説の説明

法曹を志望する際には、「経済的な事情から進学を取りやめる」というようなケースのように、受験者である学生や社会人を巡る同時代の状況が影響を与えることが想定される。

そこで、本調査では法曹志望者数の増減傾向に影響した可能性のある事項を、社会的な要因・経済的な要因・制度的な要因の3つに区分したうえで、検証すべき仮説を設定した。

本調査で検証した仮説は以下の図表3-1に記載する。

図表3-1 検証する仮説

仮説立案の観点	想定される仮説
社会的要因に係る仮説 ✓ 社会全体の価値観や認識に関わるような要因	【仮説 a】 弁護士の就職状況を不安視するような報道により、学生や社会人が法曹を目指さなくなった結果、法曹志望者数が減少している可能性
	【仮説 b】 他土業の魅力が相対的に高まり、受験者が法曹ではなく他の土業を目指すようになった結果、法曹志望者数が減少している可能性
	【仮説 c】 法学部生が減少したことで、法科大学院志願者数が減少している可能性
経済的要因に係る仮説 ✓ 金銭的な事情に関わるような要因	【仮説 d】 世帯における教育支出が低下し、法曹を志望しているものの法科大学院進学が経済的に難しくなってしまった人が増加した結果、法科大学院志願者数が減少している可能性
制度的要因に係る仮説 ✓ 制度変更に関わるような要因	【仮説 e】 法曹コースの設置により、時間的・経済的負担感が軽減され、法科大学院志願者数が増加している可能性

（2）検証手法の説明

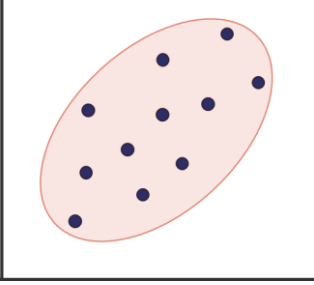
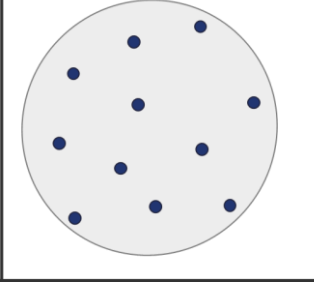
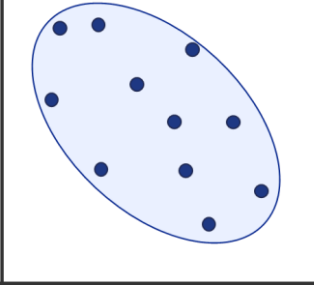
本調査では仮説を検証するため、相関分析の手法を用いる。

相関分析では、2つのデータ（数値のまとまり）を比較し、「関連性の強さ」や「関連の仕方」を示す「相関係数（ r ）」と呼ばれる指標を算出する。

相関係数は-1から+1の範囲で表され、一般的には、相関係数が0.7以上の場合は強い正の相関が、-0.7以下の場合は強い負の相関があるとされる。本調査でも0.7以上の場合を強い正の相関がある、-0.7以下を強い負

の相関があるとし、2つのデータの間に関連性があると考える。

図表 3-2 相関分析に用いる相関係数（ r ）のイメージ

相関係数（ r ）の分類	関連の仕方	関連の仕方のイメージ	判断基準
正の相関	片方のデータで数値が増えると、もう片方のデータでも数値が増える関係性がある。		強い相関：相関係数（ r ）が0.7以上だと2つのデータの間に 強い正の相関がある と見なせ、 2つのデータの間に関連性がある と考える。
			弱い相関：相関係数（ r ）が0.4～0.7の間だと2つのデータの間に弱い正の相関があると見なせる。
相関なし	片方のデータともう片方のデータの間に関係性がない。		相関係数（ r ）が0.4～0.4の間にあり、2つのデータの間に関連性があるとは見なせない。
負の相関	片方のデータで数値が増えると、もう片方のデータの数値が減る関係性がある。		弱い相関：相関係数（ r ）が-0.4～-0.7の間だと2つのデータの間に弱い負の相関があると見なせる。
			強い相関：相関係数（ r ）が-0.7以下だと2つのデータの間に 強い負の相関がある と見なせ、 2つのデータの間に関連性がある と考える。

第2項 仮説の検証

本項で示した各仮説を検証するために、法曹志望者数の増減傾向と各仮説に関連する統計情報との間の関連性を検証する。

結論として、各仮説と法曹志望者数の増減傾向の間には、部分的に関連性を示すような分析結果が出ているものの、増減傾向の全体を説明できる主要因となるような関連性は見られなかった。

以下の図表 3-3 に仮説の検証結果を示す。

図表 3-3 仮説の検証結果

仮説番号	関連性の分析結果
【仮説 a】 弁護士の就職状況を不安視するような報道により、学生や社会人が法曹を目指さなくなっている可能性	【仮説を立証するような関係性は見られなかった】 ✓ 弁護士の就職状況を不安視する報道と法科大学院志願者数の推移には関連性が見られなかった。 ✓ 弁護士の就職状況を不安視する報道の減少と予備試験受験者数の増加の間には関連性が見られ、弁護士の就職難のイメージが薄れたことで予備試験受験者数が増加した可能性が考えられるが、予備試験受験者数のみが増加した別の要因がある若しくは擬似相関の可能性もある。
【仮説 b】 他土業の人気の高まり、法曹志望者が他土業を目指すようになった可能性	【仮説を立証するような関係性は見られなかった】 ✓ 他土業の資格試験受験者数と法科大学院志願者数の推移には関連性が見られなかった。 ✓ 他土業の受験者数の減少と予備試験受験者数の増加の間には関連性が見られ、他土業ではなく予備試験を選択する人が増えた可能性があるが予備試験受験生のみが増加した別の要因がある若しくは擬似相関の可能性もある。
【仮説 c】 法学部生が減少したことで、法科大学院志願者数が減少している可能性	【仮説を立証するような関係性は見られなかった】 ✓ 法学部学生数の推移と法科大学院志願者数の推移の全体には関連性が見られなかった。 ✓ 法学部学生数が減少している期間にも法科大学院志願者数は増加しており、別の要因がある可能性も想定される。
【仮説 d】 世帯ごとの教育支出の低下によって法科大学院進学をあきらめている可能性	【仮説を立証するような関係性は見られなかった】 ✓ 教育支出の推移と法科大学院志願者数の推移には関連性が見られなかった。
【仮説 e】 法曹コースの設置が法曹志望者数増加に影響している可能性	【仮説を立証する関係性が見られた】 ✓ 法曹コース在籍者数と法曹志望者数の間には関連性があり、法曹コースを利用する人が増えたことで法科大学院志願者数が増加した可能性が考えられる。

■ 【仮説 a】弁護士の就職状況を不安視するような報道により、学生や社会人が法曹を目指さなくなっている可能性

令和5年度調査でも触れられているように、弁護士の就職状況が悪化しているという報道が平成20年代になされるようになった。本調査でも弁護士の就職状況の悪化に関連する報道を調査したところ、平成19年度、平成24年度から平成27年度に司法修習生及び弁護士が就職難に陥っていることを示す記事が全国紙やネットニュースに掲載されていたことが確認できた⁸。

仮説 a では、「法曹志望者が弁護士の就職難を報じるような情報に触れたり調べたりしたことで、弁護士や法曹への就職が困難であると感じ、法科大学院を志願しなくなった可能性」を考え、検証する。

本仮説を検証するために、Google Trends を利用し、法科大学院が設置された平成16年度から令和6年度までの期間で、Google 上で「弁護士 就職難」という検索ワードがどの時期にどの程度検索され、社会的な注目を集めていたのかを確認し、その推移と法科大学院志願者数及び予備試験受験者数の推移を比較した。比較の結果は、図表 3-4 及び図表 3-5 に示す。

図表 3-4 仮説 a における法曹志望者数の増減傾向と比較対象の相関性

相関性	①-1：法科大学院志願者数の平成21年度から平成30年度までの減少傾向	①-2：法科大学院志願者数の令和2年度から令和6年度までの増加傾向	②：予備試験受験者数の制度開始時からの増加傾向
関連のしかた	正の相関	負の相関	負の相関
関連の強さ	0.41（弱い相関）	-0.46（弱い相関）	-0.87（強い相関）
考察	仮説を立証するような関係性は見られなかった。	仮説を立証するような関係性は見られなかった。	強い負の相関がある。

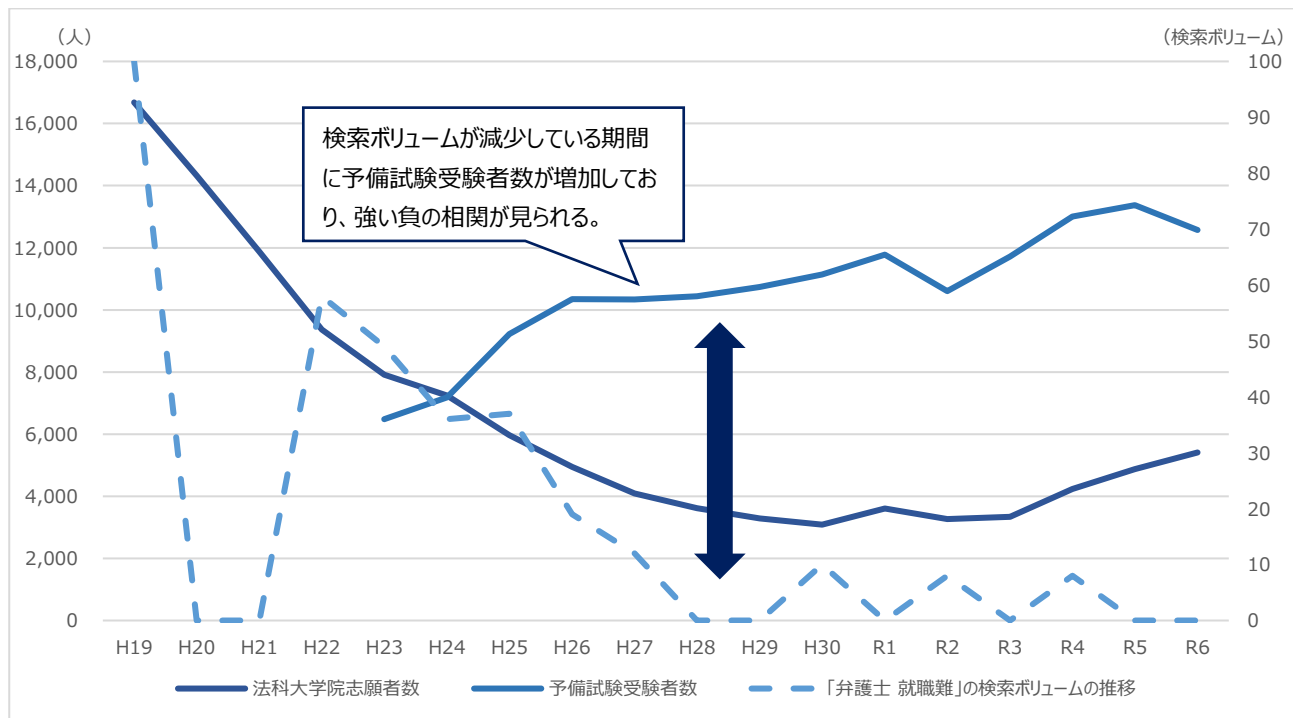
⁸ Jcast News「2007年8月31日 弁護士にも格差社会到来 将来、失業の大量発生は必至」（<https://www.j-cast.com/2007/08/31010819.html?p=all>、令和7年3月7日閲覧）

日経新聞「2012年4月20日 弁護士、深刻さ増す就職難 日弁連は勧告歓迎」（https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG20017_Q2A420C1CR0000/?msockid=38567a9726896d2e10cb6e12277b6c15、令和7年3月7日閲覧）

日経新聞「2015年5月29日 新人弁護士、かすむ未来 事務所入っても少ない仕事」

（<https://www.nikkei.com/article/DGXLZO87426830Z20C15A5CC1000/?msockid=38567a9726896d2e10cb6e12277b6c15>、令和7年3月7日閲覧）

図表 3-5 「弁護士 就職難」の検索ボリュームの推移^{9、10}



図表 3-5 に示すとおり、確認している範囲で初めて弁護士の就職難を不安視する記事が公開された年である平成 19 年度に検索ボリュームのピークを迎え、平成 22 年度に 2 度目のピークを迎えているが、平成 22 年度以後は徐々に検索ボリュームが低下している（検索数が減少している）。さらに、相関性を確認したところ、法科大学院志願者数の増減傾向との間には関連性は見られなかった一方で、予備試験受験者数の増加との間には強い負の相関性が見られた。

以上の分析結果から、弁護士の就職状況に関する報道が減少し、「弁護士 就職難」といった検索がされなくなった（社会的な注目を集めなくなった）ことが予備試験受験者数の増加に対して影響している可能性が推察される。ただし、法科大学院受験者数の増減傾向とは関連が見られなかったことから、法曹志望者数全体の増減傾向を説明する要因とは言えず、予備試験受験者数のみが増加している別の要因がある、若しくは、擬似相関である可能性が考えられる。

⁹ 本節では法科大学院志願者数及び予備試験受験者数の比較対象としたデータを破線で示す。

¹⁰ Google Trends (<https://trends.google.co.jp/trends/>、令和 7 年 3 月 7 日閲覧) にて平成 16 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 7 日までの期間における「弁護士 就職難」の検索ボリュームを用いてグラフを作成した。

検索ボリュームとは期間内における特定のワードの相対的な検索度合いを 0～100 の範囲で示す指標である。特定のワードが最も検索された時期を 100 として、それを基準とする相対的な検索度合いを表している。Google Trend は年月単位で値が出力されることから、各年のネガティブな情報に対する注目の度合いを明確にとらえるため、本調査では各年の検索ボリュームの最大値を採用する。

■ 【仮説 b】他士業の人気の高まり、法曹志望者が他士業を目指すようになった可能性

学生や社会人が自学や資格学校を利用しながら資格の取得を目指すという点で法曹と類似性が高い士業の人気の高まった結果、法曹に対して魅力を感じていた人物が他士業を志望し、法曹志望者数が減少してしまった可能性を考え、検証する。

本調査では法曹との類似性が高い士業として、公認会計士・司法書士・税理士・弁理士の4つの士業を選定¹¹し、各士業の資格試験志願者と法科大学院志願者数・予備試験受験者数の推移を比較した。比較の結果を図表3-6及び図表3-7に示す。

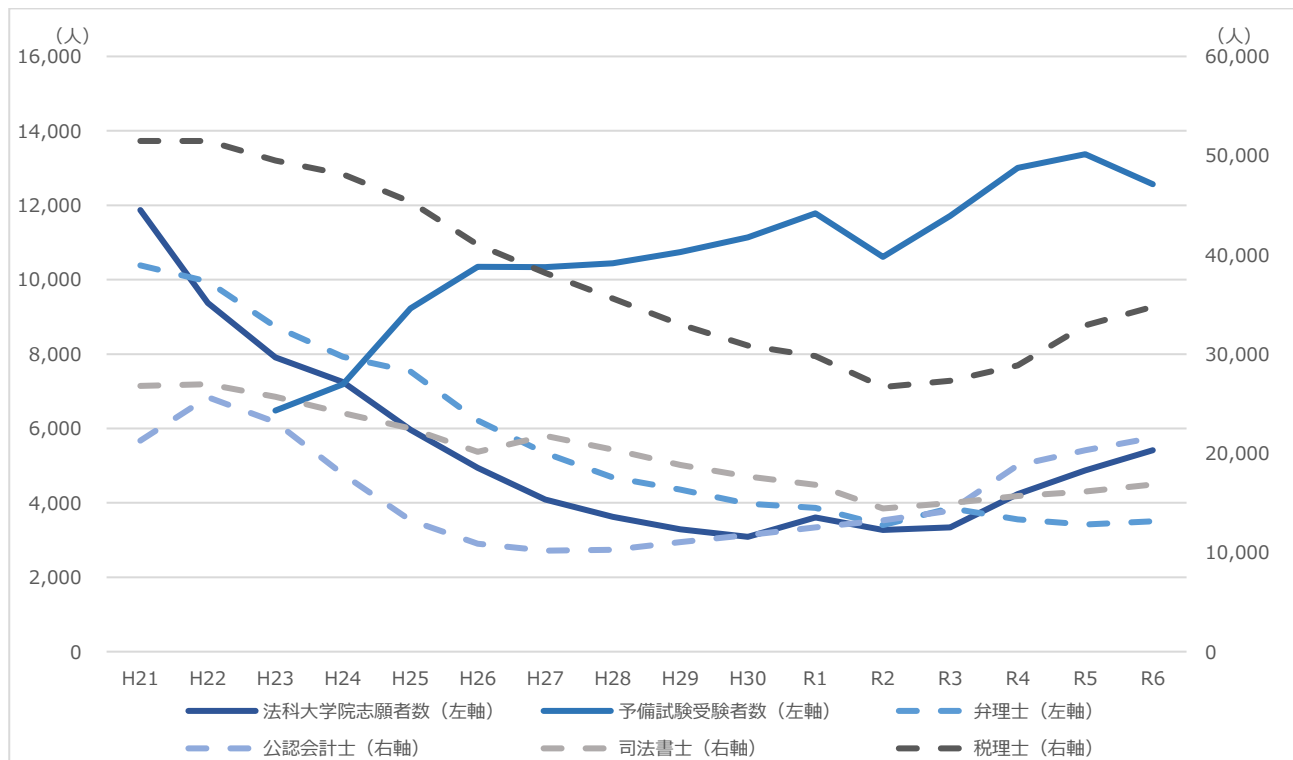
図表 3-6 仮説 b における法曹志望者数の増減傾向と比較対象の相関性

相関性		①-1：法科大学院志願者数の平成21年度から平成30年度までの減少傾向	①-2：法科大学院志願者数の令和2年度から令和6年度までの増加傾向	②：予備試験受験者数の制度開始時からの増加傾向
関連のしかた	公認会計士	正の相関	正の相関	相関なし
	司法書士	正の相関	正の相関	負の相関
	税理士	正の相関	正の相関	負の相関
	弁理士	正の相関	相関なし	負の相関
関連の強さ	公認会計士	0.87（強い相関）	0.98（強い相関）	-0.06（相関なし）
	司法書士	0.93（強い相関）	0.98（強い相関）	-0.87（強い相関）
	税理士	0.92（強い相関）	0.98（強い相関）	-0.82（強い相関）
	弁理士	0.97（強い相関）	-0.39（相関なし）	-0.91（強い相関）
考察		仮説を立証するような関連性は見られなかった。	仮説を立証するような関係性は見られなかった。	強い負の相関がある。

¹¹ 弁護士との類似性の高さを判定するために、本調査では、便宜的に「受験要件」「受験難易度（資格取得に必要な勉強時間の目安）」「受験者トレンド（受験者数の推移の傾向の類似性）」の軸を設定し、評価を行った。選定した4つの士業については、以下の評価結果から調査対象士業とした。

- ・ 公認会計士：受験難易度及び直近の受験者トレンドが弁護士と高い類似性を示したため。
- ・ 司法書士：受験難易度及び直近の受験者トレンドが弁護士と高い類似性を示したため。
- ・ 税理士：受験要件及び受験難易度が弁護士と高い類似性を示したため。
- ・ 弁理士：受験難易度及び直近の受験者トレンドが弁護士と高い類似性を示したため。

図表 3-7 他土業の資格試験志願者数と予備試験受験者数の推移^{12、13}



相関性を確認すると、他土業の受験者数及び法科大学院志願者数が同時に減少しており、法科大学院志願者が他土業を選択するような結果は見られなかった。一方で、司法書士、弁理士及び税理士受験者数の推移と予備試験受験者数の増加との間には強い負の相関性が確認された。

以上の分析結果から、司法書士、弁理士及び税理士を目指していた人が予備試験を受験するようになった可能性が考えられる。ただし、法科大学院受験者数の増減傾向とは関連が見られなかったことから、法曹志望者数の増減

¹² 各土業の資格試験志願者数・受験者数の出典情報は以下のとおり。

- ・ 税理士：国税庁「税務統計 税理士試験の受験・合格者数」
（<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/sonota2021/sonota.htm>、令和7年3月10日閲覧）より集計し、平成21年度から令和3年度までのグラフを作成した。
国税庁「令和6年度（第74回）税理士試験結果表（試験地別）」
（<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/shikenkekka/74/kekka/pdf/kekka.pdf>、令和7年3月7日閲覧）より、令和4年度から令和6年度のグラフを作成した。
- ・ 公認会計士：金融庁「令和6年公認会計士試験合格者調」（<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/kakoshiken.html>、令和7年3月10日閲覧）より集計し、グラフを作成した。
- ・ 司法書士：内閣府「各種試験合格者等」
（<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2023/pdf/8-a-3.pdf>、令和7年3月7日閲覧）より集計し、平成21年度から令和5年度までのグラフを作成した。
法務省「令和6年度司法書士試験の出願状況について」（<https://www.moj.go.jp/content/001419571.pdf>、令和7年3月7日閲覧）より令和6年度のデータを集計した。
- ・ 弁理士：特許庁「弁理士制度の現状と今後の課題」（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/20-shiryuu/02.pdf、令和7年3月7日閲覧）より集計し、平成21年度から令和4年度のグラフを作成した。
- ・ 特許庁「令和6年度弁理士試験の結果について」（<https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/shiken-kekka/index.html>、令和7年3月7日閲覧）より集計し、令和5年度、令和6年度のグラフを作成した。

¹³ 資格試験志願者の母数が土業ごとに異なるため、分析期間内における受験者数の平均値が15,000人を超える公認会計士、司法書士、税理士の受験者数は右軸で表す。

第3章 法曹志望者数の増減傾向の要因の分析

第1節 法曹志望者数の増減傾向と統計情報の関連性分析（相関分析）

傾向全体を説明する要因とは言えず、予備試験受験者数のみが増加している別の要因がある、若しくは、擬似相関である可能性が考えられる。

■ 【仮説 c】法学部生が減少したことで、法科大学院志願者数が減少している可能性

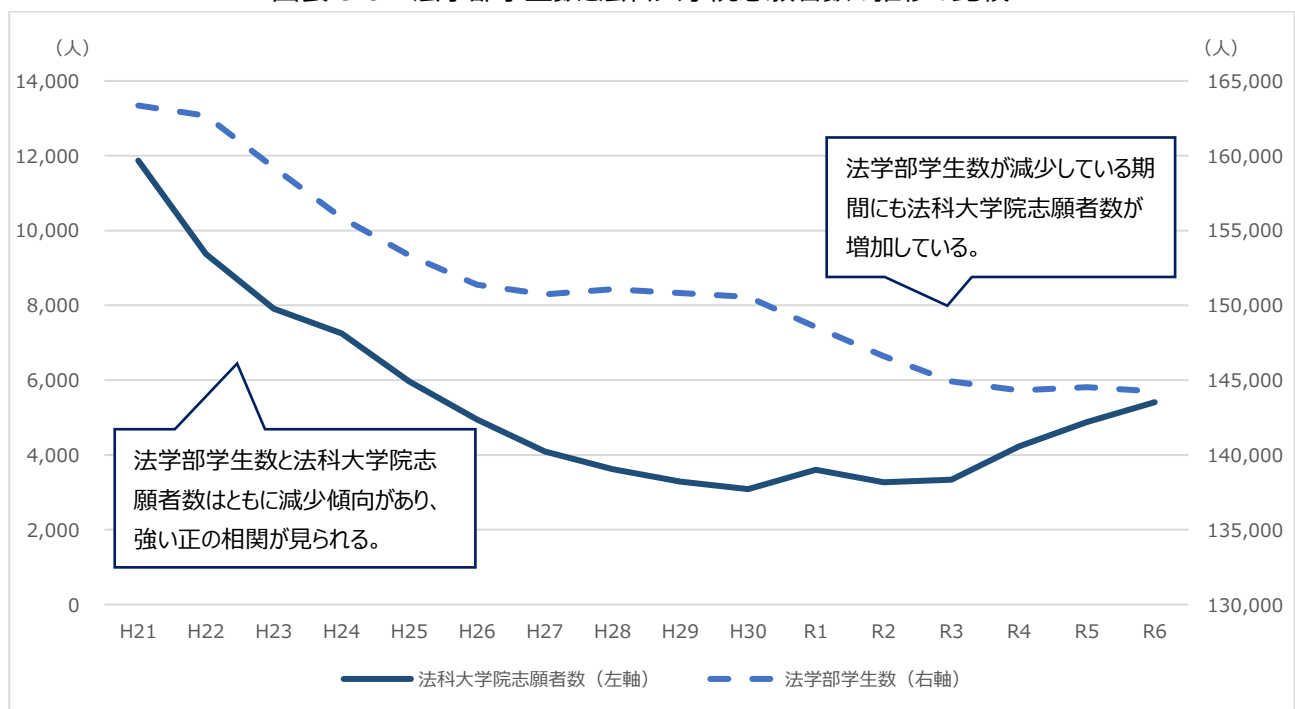
令和5年度調査では平成21年度から平成30年度にかけての法科大学院志願者数の減少傾向と4年生の法学部学生数について相関が強いことから、法学部から法科大学院に進学する層が減少しているために法科大学院志願者数が減少している可能性について指摘していた¹⁴。

本調査では、平成16年度以後、早期卒業や飛び級入学制度を利用して法科大学院に進学する人がいることを考慮し、法学部の1年生から4年生全体（法学部学生数）の推移と法科大学院志願者数の推移を比較する。比較の結果は、図表3-8及び図表3-9に示す。

図表 3-8 仮説 c における法曹志望者数の増減傾向と比較対象の相関性

相関性	①-1：法科大学院志願者数の平成21年度から平成30年度までの減少傾向	①-2：法科大学院志願者数の令和2年度から令和6年度までの増加傾向
関連のしかた	正の相関	負の相関
関連の強さ	0.97（強い相関）	-0.72（強い相関）
考察	強い正の相関がある。	仮説を立証するような関連性は見られなかった。

図表 3-9 法学部学生数と法科大学院志願者数の推移の比較¹⁵



相関性を確認すると、法学部学生数の減少の推移と法科大学院志願者数の減少の推移との間には強い正の相関があり、法学部学生数が減少したことと法科大学院志願者数の減少との間には関連性があることが考えられる。

しかし、令和2年度以降は法科大学院志願者数が増加しているにもかかわらず、法学部学生数が一貫して減少している。法学部学生数の推移のみが法科大学院志願者数に影響しているとする、法科大学院志願者数が増加す

¹⁴ 令和5年度調査、P.12。

¹⁵ 文部科学省「学校基本調査」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528&metadata=1&data=1>、令和7年3月7日閲覧)より集計し、グラフを作成した。

法学部受験者数は法学部入学者数、法科大学院志願者と比較して母数が大きく異なるため、第二軸で表示した。

る期間には法学部学生数も増加することが想定されるが、実際はそのような傾向は見られなかったため、法曹志望者数の増減傾向全体を説明する要因とは言えないと考えられる。

■ 【仮説 d】世帯ごとの教育支出の低下によって法科大学院進学をあきらめている可能性

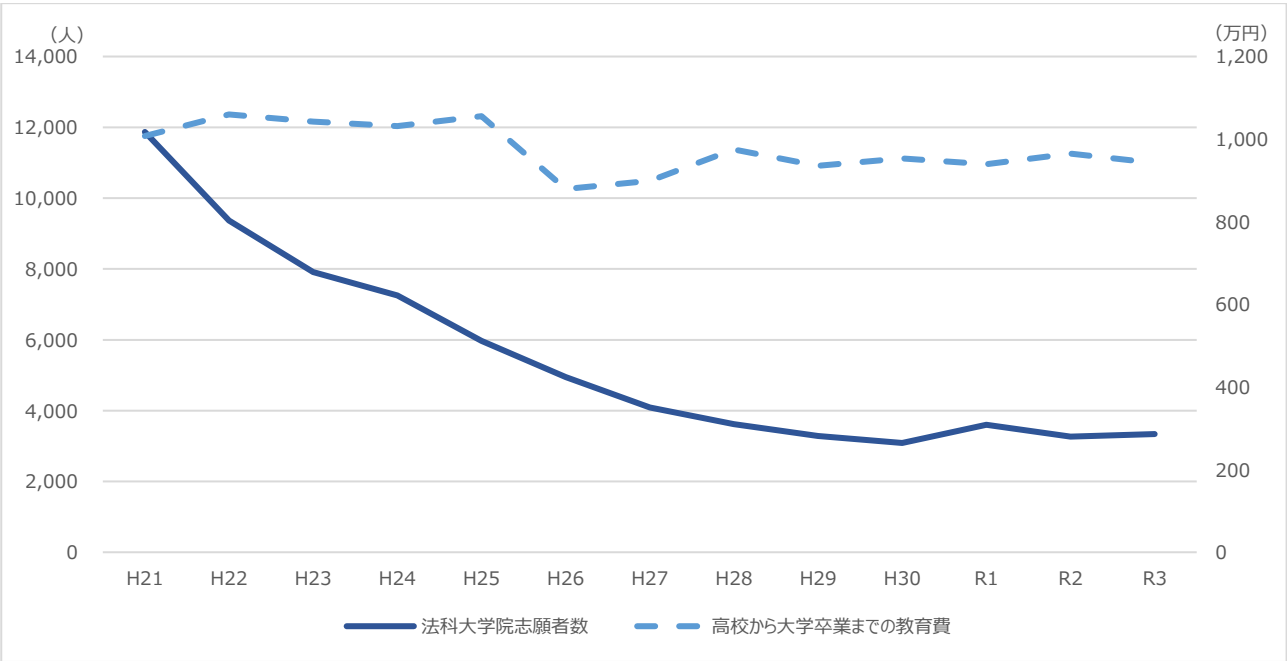
法科大学院を経て法曹となるためには、4年間の大学在学（法曹コースの場合は3年）に加え、2年若しくは3年間の法科大学院在学が必要になり、その分の教育費がかかる。

学生が教育費を負担と感じ、法科大学院進学を選択しない人が増えている可能性が考えられるため、教育支出（各家庭が教育にける費用）の統計と法科大学院志願者数の推移を比較した。比較の結果は、図表 3-10 及び図表 3-11 に示す。

図表 3-10 仮説 d における法曹志望者数の増減傾向と比較対象の相関性

相関性	①-1：法科大学院志願者数の平成 21 年度から平成 30 年度までの減少傾向
関連のしかた	正の相関
関連の強さ	0.62（弱い相関）
考察	仮説を立証する結果は得られなかった。

図表 3-11 高校から大学卒業までにかかる教育支出の推移¹⁶



相関性を確認すると、法科大学院志願者数の減少の推移と教育支出の推移については強い相関が見られなかった。教育費の負担感の高さから法科大学院進学を避けているとすると、法科大学院志願者数の推移と教育支出の間には正の相関が見られるはずである。そのため、法曹志望者数全体の増減傾向を説明する要因ではない可能性が推察される。

¹⁶ 日本政策金融公庫「教育費に関する調査結果」(https://www.jfc.go.jp/n/findings/kyoiku_kekka_m_index.html、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)より集計し、グラフを作成した。なお、日本政策金融公庫の調査は令和 4 年度以降実施されていないため、本調査では令和 3 年度までの範囲で比較をした。

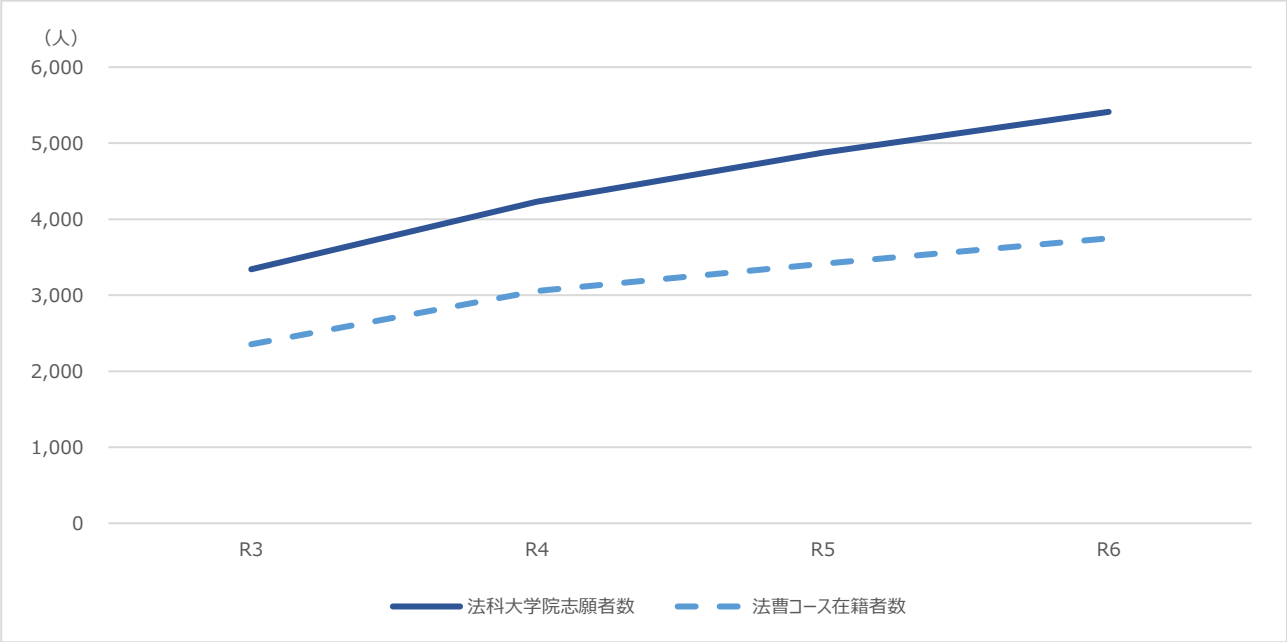
■ 【仮説 e】法曹コースの設置が法曹志望者数増加に影響している可能性

令和 5 年度調査では、法学部在籍期間を短縮できる法曹コースを設置したことが法科大学院志願者数の増加に影響している可能性を指摘している。一方で、調査時点では令和 5 年度までの情報による推察しか行われていない。そこで、本調査では法曹コースの設置による影響を検討するため、最新の値である令和 6 年度までを含めた法曹コース在籍者数と法科大学院志願者数の推移を比較した。比較の結果を図表 3-12 及び図表 3-13 に示す。

図表 3-12 仮説 e における法曹志望者数の増減傾向と比較対象の相関性

相関性		①-2：法科大学院志願者数の令和 2 年度から令和 6 年度までの増加傾向
関連のしかた	法曹コース在籍者数	正の相関
関連の強さ	法曹コース在籍者数	0.99（強い相関）
考察		強い正の相関があり、法曹コースが設立され、 法曹コースに在籍する人が増えたことで法科大学院志願者数が増加した可能性は高い。

図表 3-13 法曹コース在籍者数の推移¹⁷



相関分析の結果から、法曹コース在籍者数と法科大学院志願者数に強い関連性があることが示された。また、法曹コース在籍者数と法科大学院志願者数はともに増加傾向にあることから、法曹コースが設置されたことで法曹コースを経由して法科大学院を志願する人が増えている可能性が考えられる。

¹⁷ 文部科学省「令和 6 年度法曹コースの実態調査」(https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_senmon02-000037703_6.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧) より集計し、グラフを作成した。

第3項 仮説の検証結果の考察

前項では、法曹志望者数の増減傾向の要因を分析するため、令和5年度調査に加え社会的な要因・経済的な要因・制度的な要因に焦点を当ててa～eの仮説を設定し、相関分析という手法を用いて仮説を検証した。

各仮説の検証結果から、**一部の仮説と法曹志望者数の増減傾向との間に部分的な関連性は確認することができた。**しかし、**法曹志望者数の増減全体に影響するような主要因と考えられるものは特定できなかった。**

そのため、次節では社会的な要因・経済的な要因・制度的な要因といった法曹志望者を取り巻く環境からの分析ではなく、法曹志望者が「どのようにして法曹を選択するのか」という意志決定に係るプロセスや考慮事項を確認し、「法曹志望者が何を不安に感じているのか」という点を明らかにし、なぜ法曹志望に至らなくなっているのかを分析する。

第2節 法曹志望者の意識や意見を基にした増減傾向の要因分析（アンケート分析）

前節で示したとおり、統計情報との比較だけでは、法曹志望者数の増減傾向に対して部分的に影響していると思われる要因は把握できたものの、主要因までは明確にならなかった。

そこで、本節では、法曹志望者を巡る状況からではなく、法曹志望者の意識や考え方を、アンケートを基に分析し、「法曹を目指す者」及び「法曹を志望しなかった者」がどのような点を考慮し、法曹を志望しているのか／していないのかを確認する。同様に、予備試験を受験する理由についてもアンケートから分析し、法曹志望者数の増減傾向に対する要因を分析する。

第1項 アンケート結果を基にした法曹志望上の懸念点の把握

法曹志望者が「どのようにして法曹を選択するのか」という意志決定に係るプロセスや考慮事項の観点で法曹志望者数の増減、予備試験受験者数増加の要因を分析するために、法務省において平成28年度から令和6年度にかけて実施された法学部生に対するアンケート結果を再集計して分析する。

■ 法曹を志望するに当たっての不安（法曹志望の学生の回答）

法学部生アンケートでは、法曹等を志望する学生に対して、志望する上での不安を確認している。この設問は平成28年度のアンケート開始時から設定されており複数回答が可能だが、本調査では「最も不安に感じる項目」を集計した。

結果、各年度ともに1位が「司法試験に合格できるか能力に自信がない」、2位が「他の進路にも魅力を感じる」であり、両方で回答の半数以上を占めていることが分かった。3位は「法曹等としての適性があるかわからない」が選ばれることが多いが、年による変動がある。

図表 3-14 法学部生アンケート（法曹志望上の不安）¹⁸

実施年度	回答件数 1 位	回答件数 2 位	回答件数 3 位
平成 28 年度	司法試験に合格できるか能力に自信がない（26.8%）	他の進路にも魅力を感じる（16.7%）	司法修習期間中の生計面に不安がある（12.4%）
平成 29 年度	司法試験に合格できるか能力に自信がない（26.5%）	他の進路にも魅力を感じる（12.8%）	法科大学院修了までの経済的負担が大きい（12.1%）
平成 30 年度	司法試験に合格できるか能力に自信がない（32.2%）	他の進路にも魅力を感じる（25.6%）	法曹等としての適性があるか分からない（15.7%）
令和元年度	司法試験に合格できるか能力に自信がない（35.4%）	他の進路にも魅力を感じる（23.9%）	法曹等としての適性があるか分からない（16.0%）
令和 3 年度	司法試験に合格できるか能力に自信がない（40.3%）	他の進路にも魅力を感じる（19.4%）	法曹等としての適性があるか分からない（13.1%）

¹⁸法務省 平成28年度から令和6年度の「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」

（https://www.mext.go.jp/content/20200203-mxt-senmon02-000004654_24.pdf、令和7年3月7日閲覧）

※令和2年度についてはアンケートが実施されていないため未集計

最も不安に感じる項目の全選択肢は次のとおり。①他の進路にも魅力を感じる、②民間企業の就職状況が良い、③法曹等としての適性があるか分からない、④保護者によって反対されている、⑤司法試験に合格できるか能力に自信がない、⑥司法試験受験資格を得るまでの負担が大きい、⑦法科大学院修了者の司法試験合格率が低い、⑧法科大学院修了までの時間的負担が大きい、⑨法科大学院修了までの経済的負担が大きい、⑩司法修習期間中の生計面に不安がある、⑪司法試験合格後の就職に不安、⑫司法試験合格後に就職した際の収入面の不安、⑬法曹のワークライフバランスに不安、⑭その他

実施年度	回答件数 1 位	回答件数 2 位	回答件数 3 位
令和 4 年度	司法試験に合格できるか能力に自信がない（39.9%）	他の進路にも魅力を感じる（19.6%）	法曹等としての適性があるか分からない（14.3%）
令和 5 年度	司法試験に合格できるか能力に自信がない（36.8%）	他の進路にも魅力を感じる（20.0%）	法曹等としての適性があるか分からない（13.8%）
令和 6 年度	司法試験に合格できるか能力に自信がない（43.3%）	他の進路にも魅力を感じる（16.9%）	法曹等としての適性があるか分からない（15.4%）

■ 法曹を志望しなかった理由（同上）

法学部生アンケートでは、法曹等を志望しなかった学生に対してもアンケートを行っており、どのような理由から法曹志望を避けたのかを確認している。

本設問の集計の結果は各年度ともに 1 位が「他の進路に魅力を感じた」、2 位が「司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった」であり、両方で回答の半数以上を占める傾向が見られた。3 位は「法曹等としての適性があるとは思えなかった」が選ばれることが多いが、年による変動がある。

図表 3-15 法学部生アンケート（法曹志望を避けた理由）¹⁹

実施年度	回答件数 1 位	回答件数 2 位	回答件数 3 位
平成 28 年度	他の進路に魅力を感じた（33.9%）	司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった（16.6%）	法曹等としての適性があるとは思えなかった（11.0%）
平成 29 年度	他の進路に魅力を感じた（22.1%）	司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった（20.1%）	法科大学院修了までの経済的負担が大きい（10.4%）
平成 30 年度	他の進路に魅力を感じた（34.0%）	司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった（21.9%）	法曹等としての適性があるとは思えなかった（13.5%）
令和元年度	他の進路に魅力を感じた（34.8%）	司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった（22.6%）	法曹等としての適性があるとは思えなかった（15.0%）
令和 3 年度	他の進路に魅力を感じた（32.0%）	司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった（24.7%）	法曹等としての適性があるとは思えなかった（18.8%）
令和 4 年度	他の進路に魅力を感じた（30.6%）	司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった（26.0%）	法曹等としての適性があるとは思えなかった（19.8%）
令和 5 年度	他の進路に魅力を感じた（38.5%）	司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった（20.3%）	法曹等としての適性があるとは思えなかった（18.4%）
令和 6 年度	他の進路に魅力を感じた（35.8%）	司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった（22.4%）	法曹等としての適性があるとは思えなかった（16.2%）

¹⁹ 法務省 平成 28 年度から令和 6 年度の「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」

（https://www.mext.go.jp/content/20200203-mxt-senmon02-000004654_24.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）

※令和 2 年度についてはアンケートが実施されていないため未集計。法曹志望を断念した者の理由について全選択肢は次のとおり。①他の進路に魅力を感じた、②民間企業の就職状況が良い、③法曹等としての適性があるとは思えなかった、④保護者によって反対された、⑤司法試験に合格できるか能力に自信がなくなった、⑥司法試験受験資格を得るまでの負担が大きい、⑦法科大学院修了者の司法試験合格率が低い、⑧法科大学院修了までの時間的負担が大きい、⑨法科大学院修了までの経済的負担が大きい、⑩大学在学中に予備試験に合格できなかった、⑪司法修習期間中の生計面の不安、⑫司法試験合格後の就職に不安、⑬司法試験合格後に就職した際の収入面の不安、⑭法曹の仕事に魅力を感じなくなった、⑮その他

■ 予備試験を受験する理由（同上）

法学部生アンケートでは、予備試験を受験した学生にも、どのような理由から予備試験を受験したのかを確認している。

本設問の集計の結果は各年度ともに1位が「少しでも早く実務に就きたい」、2位が「経済的負担を少しでも軽減したい」であり、両方で回答の半数近くを占める傾向が見られた。3位は、令和元年度以降、「法律の知識を身に付けるのに役立つ」が選ばれている傾向があるが、年による変動がある。

図表 3-16 に示すとおり、法学部生において、法曹を目指すに当たって「少しでも早く実務に就きたい」「経済的負担を少しでも軽減したい」という回答が多く、時間的・経済的な負担を軽減することへの志向性が確認できる。

図表 3-16 法学部生アンケート（予備試験を受験した理由）²⁰

実施年度	回答件数 1 位	回答件数 2 位	回答件数 3 位
平成 28 年度	少しでも早く実務に就きたい (28.0%)	経済的負担を少しでも軽減したい (26.8%)	経済的余裕がなく法科大学院に進学できない (11.2%)
平成 29 年度	少しでも早く実務に就きたい (17.6%)	経済的負担を少しでも軽減したい (16.7%)	予備試験合格が就職面で有利だと思う (16.2%)
平成 30 年度	少しでも早く実務に就きたい (28.9%)	経済的負担を少しでも軽減したい (25.4%)	経済的余裕がなく法科大学院に進学できない (10.5%)
令和元年度	少しでも早く実務に就きたい (32.5%)	経済的負担を少しでも軽減したい (24.2%)	法律の知識を身に付けるのに役立つ (13.0%)
令和 3 年度	少しでも早く実務に就きたい (31.2%)	経済的負担を少しでも軽減したい (19.2%)	法律の知識を身に付けるのに役立つ (12.7%)
令和 4 年度	少しでも早く実務に就きたい (27.5%)	経済的負担を少しでも軽減したい (21.3%)	法律の知識を身に付けるのに役立つ (12.0%)
令和 5 年度	少しでも早く実務に就きたい (26.7%)	経済的負担を少しでも軽減したい (19.8%)	予備試験合格が就職面で有利だと思う (11.6%)
令和 6 年度	少しでも早く実務に就きたい (29.2%)	経済的負担を少しでも軽減したい (19.8%)	法律の知識を身に付けるのに役立つ (11.2%)

第2項 法曹志望上の懸念点に対する分析

法学部生アンケートを集計した結果、法曹志望上の懸念点として、「司法試験に合格できる能力があるのか」や「他進路に魅力を感じている」という回答が多いことが確認できた。

令和 5 年度調査では、合格率と法曹志望者数の減少に相関があることが指摘されていたため、本項では、この内、法曹志望者が他進路にどういった魅力を感じたのか、どのように法曹志望者数の増減に影響しているのか、分析を試みる。

²⁰法務省 平成 28 年度から令和 6 年度の「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」

(https://www.mext.go.jp/content/20200203-mxt-senmon02-000004654_24.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)

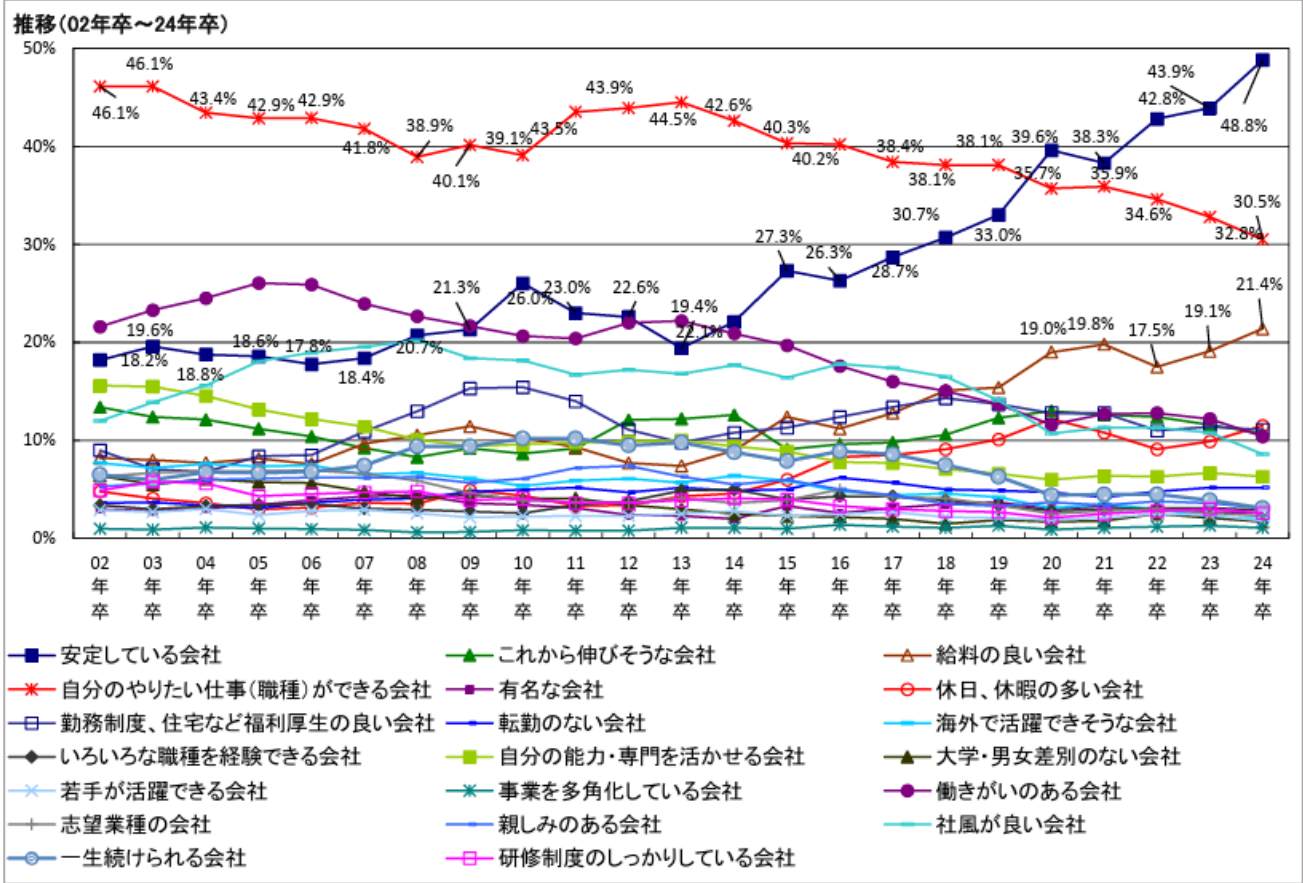
※令和 2 年度についてはアンケートが実施されていないため未集計。予備試験を受験した理由について全選択肢は次のとおり。①少しでも早く実務に就きたい、②経済的負担を少しでも軽減したい、③経済的余裕がなく法科大学院に進学できない、④法律の知識を身に付けるのに役立つ、⑤就職等の面で有利であると考えている、⑥より良い法科大学院に進学するための力を付けるのに役立つ、⑦予備試験対策を行う方が効率的であると考えている、⑧必ずしも法科大学院で学ぶ必要はないと考えている、⑨法科大学院で学んだとしても、司法試験に合格できるか不安がある、⑩周りの友人や先輩等が予備試験を受験している、⑪その他

■ 他の進路への魅力を感じるという意識

先述した法学部生アンケートでは、法曹を志望する人が不安に感じる点として「他進路に魅力を感じている」という回答が多く見られた。そこで、本調査では、法曹志望者や法曹を志望しなかった人々が他進路のどのような点に魅力を感じるのかについて把握し、それらの点について法曹と他進路でどのような差異が見られるのかについて分析する。

他進路との差異を確認する観点については、令和5年度に行われた学生就職意識に係る調査を確認し、進路選択において重要視する項目から整理する²¹。

図表 3-17 大学生の企業選択のポイント



図表 3-17 から、大学生が進路選択において重要視する項目について上位5つの回答を確認したところ、図表 3-18 に示すとおり、(ア) 収入等の金銭的待遇、(イ) 労働時間等の労働条件に係る待遇、(ウ) 仕事に対するやりがい、の大きく3点に分類できた。

図表 3-18 大学生が就職先選択において重視するポイント整理

分類	回答内容
(ア) 収入等の金銭的待遇	✓ 給料が良い (回答数 3 位) ✓ 安定性がある (回答数 1 位)
(イ) 労働時間等の労働条件に係る待遇	✓ 休日・休暇が多い (回答数 4 位) ✓ 福利厚生が良い (回答数 5 位)
(ウ) 仕事に対するやりがい	✓ 自分のやりたいことができる (回答数 2 位)

²¹ マイナビ「2024 年卒大学生就職意識調査」(https://career-research.mynavi.jp/wp-content/uploads/2023/04/2024sotsu_syusyokuishiki_20230425.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)

ただし、3点目の仕事に対するやりがいに関して、個人の価値観や感覚によって評価が大きく異なるため、法曹と他進路の魅力を比較しても大きな差は確認できないと考えられる。

そのため、本調査では、（ア）収入等の金銭的待遇と（イ）労働時間等の労働条件に係る待遇の2点を確認するため、他進路として考えられる民間企業と、法曹資格者の中でも就職者の多い弁護士の就労条件を比較する。

（ア）収入等の金銭的待遇の比較

初めに、収入等の金銭的待遇について公開されている弁護士と民間企業の年収を比較する。

弁護士の収入について、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）が公開している「弁護士白書」によると、法科大学院志願者数が最小であった平成30年の弁護士の平均年収（所得²²）は959万円であることがわかる²³。

民間企業における収入については、司法試験合格率の高い大学院を設置している大学の就職実績を確認すると大手総合商社、金融機関、コンサルティング企業等が多数であった²⁴。

確認できた就職先の有価証券報告書から、一例として主要な総合商社の平均年収を以下の図表3-19に示す。

図表3-19 平成30年の代表的な総合商社の平均年収

企業名	平均年収
三菱商事	約1,607万円
三井物産	約1,419万円
住友商事	約1,389万円
伊藤忠商事	約1,520万円
丸紅	約1,389万円

これらから、平成30年時点では、すでに弁護士の平均年収よりも民間企業の平均年収が高くなるような企業もあった可能性があると考えられる。

（イ）労働時間等の労働条件に係る待遇の比較

次に、労働条件に係る待遇として労働時間やワークライフバランス等に焦点を当てて比較する。まず初めに、労働時間について、公開されている弁護士の年間労働時間と民間企業の年間労働時間を比較する。

²² 弁護士白書に示されている平均収入は、事業経費分（事務所、人件費）が差し引かれていない数値となっているため、厳密には民間企業の平均年収との単純比較にならないが、弁護士における金銭的待遇は平均所得を採用している。

²³ 日本弁護士連合会「弁護士白書2023年版」

（<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2023/5-4.pdf>、令和7年3月7日閲覧）

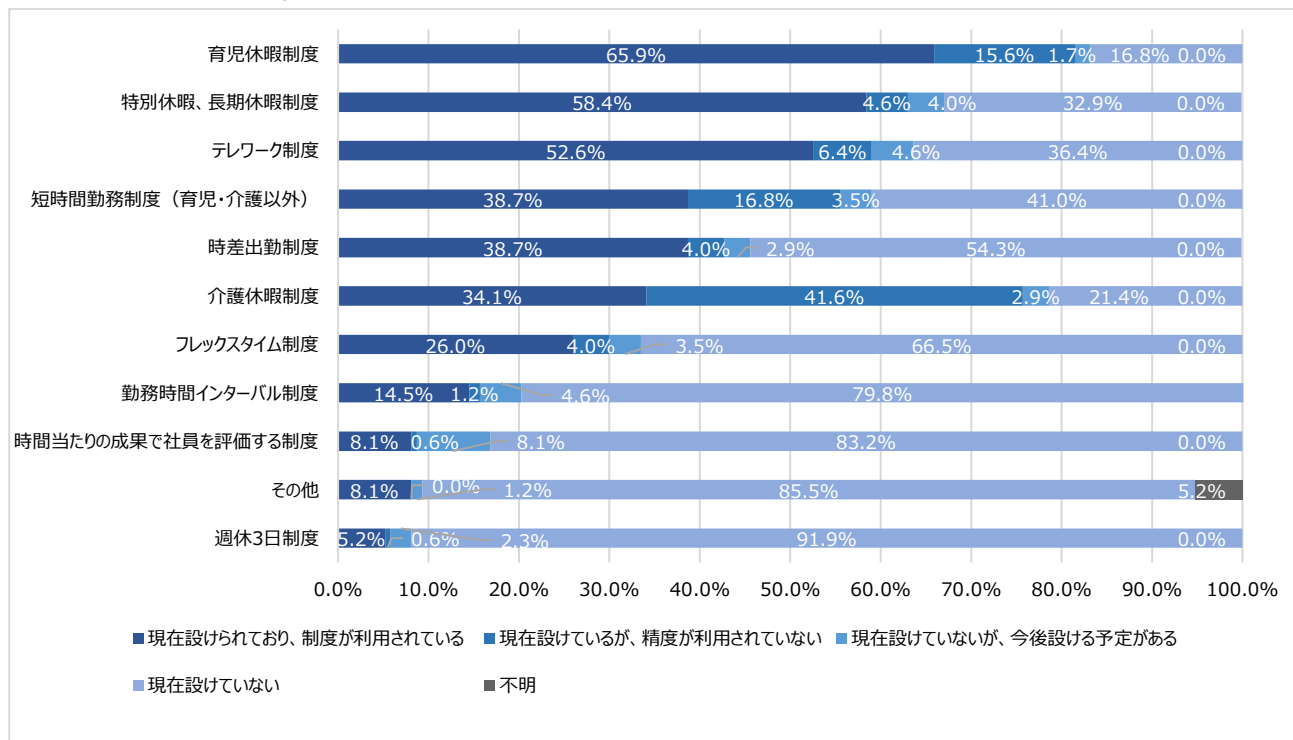
²⁴ 司法試験合格率が相対的に高い法科大学院を設置している大学の法学部において就職先の企業名を公開している大学（一橋大学、京都大学、慶応義塾大学、中央大学、大阪大学、早稲田大学）のホームページを確認。なお、有価証券報告書が公開されている就職先として日経金融機関があるが、それぞれの平均年収は、みずほ銀行：986万円、三菱東京UFJ銀行：773万円、三井住友銀行：1,187万円、日本政策金融公庫：838万円であり、一部弁護士の平均を超えるか近い水準にあることがわかっている。

日弁連が公表している情報によると、平成30年の年間労働時間は2,132時間以上である²⁵。他方、民間企業の場合は、厚生労働省の統計によると、「情報通信業」「その他サービス業」（コンサルティング企業が該当）「卸売業、小売業」（商社が該当）「金融業、保険業」それぞれ約1,963時間、1,995時間、2,029時間、1,848時間であった。なお、令和4年度はそれぞれ約1,945時間、1,929時間、1,980時間、1,852時間であり²⁶、別の調査では、令和4年度における上場企業の年間労働時間が2,018時間²⁷であることが確認できた。

続いて、労働条件を構成する要素であるワークライフバランスを考える。

民間企業のワークライフバランスに係る制度について、令和5年度に内閣府によって実施された仕事時間に関する取組を調査するアンケートを確認した。図表3-20に示す「仕事時間の短縮や柔軟化に資する独自制度の利用状況」という設問において、育児休暇制度、特別休暇・長期休暇制度、テレワーク制度が半数以上の企業で導入されていることがわかる。

図表3-20 民間企業の仕事時間の短縮や柔軟化に資する独自制度の利用状況の内閣府による調査結果²⁸



²⁵ 日本弁護士連合会「近年の弁護士の実勢について」

（https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/statistics/data/white_paper/2018/tokushu-2_tokei_2018.pdf、令和7年3月27日閲覧）。なお、「弁護士白書」にて実施されている「弁護士実勢調査」によると、2018年時点の弁護士の平均労働時間は週41～50時間という回答27.9%と一番多く、仮に年間52週間として計算すると、2,132時間～2,600時間となる。（ただし「弁護士白書」として提示されている時点で年間労働時間に集計し直している令和4年度（2022年度）にて同様の計算方法をとっているかは不明であるため平成30年度の民間企業との比較は平均値の属する幅の最小の値で行った。）。

²⁶ 「毎月勤労統計」によると平成30年度の「情報通信業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」のそれぞれの一般労働者の月間労働時間は163.6時間（年間1,963.2時間）、169.1時間（年間2,029.2時間）、154.0時間（年間1,848.0時間）、令和4年度はそれぞれ162.1時間（年間1,945.2時間）、165.0時間（年間1,980時間）、154.4時間（年間1,852.8時間）であった（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>、令和7年3月27日閲覧）。

²⁷ 一般財団法人労務行政研究所「2023年度労働時間総合調査」（<https://www.rosei.jp/readers/article/85790>、令和7年3月7日閲覧）

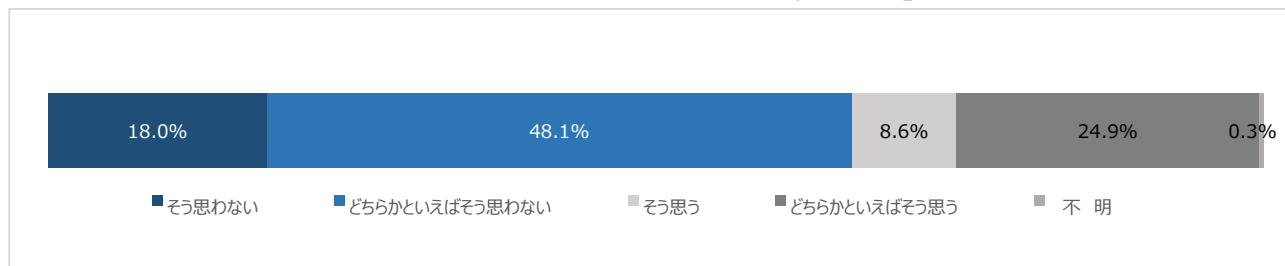
²⁸ 内閣府「仕事と生活の調和推進のための調査研究」（https://www.cao.go.jp/wlb/research/wlb_r0609/1.pdf、令和7年3月7日）より集計し、グラフを作成した。

他方、弁護士については、平成23年度に日弁連により、弁護士に対してワークライフバランスに係るアンケートが行われており、所属する弁護士会の制度上、育児期間中における会費の免除を申請できなかった弁護士が相当数存在する等、弁護士業と家庭との両立が困難であったという意見が多く出された²⁹。

これを受け、日弁連では各弁護士会、弁護士事務所において、問題解消のためのワークライフバランスに配慮した多様な働き方についての指針の策定を提言している。提言後には、社会情勢の変化もあり、各弁護士事務所においてもワークライフバランスに配慮した環境整備が進んでいると考えられる³⁰。実際に、一部の大手弁護士事務所において公開されている情報から、育児休業制度や在宅勤務制度、特別休暇制度の導入事例が確認できた³¹。

しかし、これらの取組の一方で、労働条件に関するイメージは改善していない可能性がある。図表3-21に示す令和5年度調査内で実施している高校生に対する法曹のイメージを確認したアンケートの中では、「仕事と家庭を両立できる職業であるか」という設問に対して、約66%が「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を選択している。

図表3-21 法曹のイメージとして「仕事と家庭を両立できる職業であるか」という設問への回答結果³²



■ 法曹志望上の懸念点に対する分析の結論

法曹志望上の懸念点に対して、「他の進路への魅力を感じるという意識」に焦点を当て分析した結果を以下の図表3-22に示す。

²⁹ 日本弁護士連合会「2011年 第17回弁護士業務改革シンポジウム」

(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/17th_keynote_report_9.pdf、令和7年3月7日閲覧)

³⁰ 日本弁護士連合会「第四次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画

(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/230216_2.pdf、令和7年3月25日閲覧)

³¹ 長島・大野・常松法律事務所 弁護士採用ページ (<https://recruit.noandt.com/staff/welfare/>、令和7年3月7日閲覧)

西村あさひ法律相談事務所 弁護士採用ページ (<https://careers.nishimura.com/ja/lawyer/atfirst/diversity/>、令和7年3月7日閲覧)

ただし、大規模事務所に限らず中小規模の事務所においても、こうした福利厚生の実施している例は確認できている（ひまわり求人求職ナビ (<https://www.bengoshikai.jp/kyujin/link.php>、令和7年3月7日閲覧)を用い、中小規模の事務所における労働条件を確認。)

³² 令和5年度調査 p.37 (https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_senmon02-000037703_2.pdf、令和7年3月7日閲覧)より集計し、グラフを作成した。

図表 3-22 法曹と他の職業の魅力の比較結果

分類	法曹	民間企業
(ア) 収入等の金銭的待遇 ✓ 弁護士の収入と同等若しくは上回る収入を得ることができるという点において、民間企業は相対的に魅力が高いと考えられる	✓ 法科大学院志願者数が最も少なかった平成30年度時点では、平均年収（所得）は959万円である。	✓ 平成30年度時点で弁護士の平均年収を上回る事例があった可能性があると考えられる。
(イ) 労働時間等の労働条件に係る待遇 ✓ 民間企業の方が年間労働時間は短い ✓ 法曹のワークライフバランスがとりにくいというイメージがついてしまっている可能性がある	✓ 平成30年度時点で年間労働時間が民間企業を上回っている。 ✓ 一部の大手弁護士事務所において、育児休業制度や在宅勤務制度、特別休暇制度が導入されている。 ✓ 高校生へのアンケートから仕事と家庭の両立に対して不安がある回答が確認できている。	✓ 平成30年度時点では、民間企業の年間労働時間は2,000時間未満のケースが多い。 ✓ 上場企業に限っても、令和4年度において2,018時間である。 ✓ 多くの民間企業では、育児休業制度、特別休暇・長期休暇制度、テレワーク制度が導入されている。
(ウ) 仕事に対するやりがい	✓ 個人の価値観や感覚によってやりがいの評価が大きく異なるので、法曹と他進路の魅力を比較しても大きな差は確認できないと考えられる。	

図表 3-22 で示すとおり、**他の職業の魅力は法曹と比較して相対的に高い傾向にあり**、収入等の待遇は平成30年頃にはすでに民間企業で弁護士を上回っていた可能性があることも確認できた。労働時間等の労働条件に係る待遇では、弁護士の労働時間が比較したふたつの時点とともに民間企業を上回っていることが確認できた。

これらの要因から、学生が、他の職業に魅力を感じ、他の職業への就職を選択することで、法曹志望者数が減少した可能性が考えられる。

第3節 法曹志望者数の増減傾向の要因分析の結果及び考察

3章では法曹志望者数の増減傾向がどのような要因に影響を受けて起きているのか検証することを目的とし、社会的・経済的・制度的要因といった法曹志望者の置かれている状況との関連性の検討（第1節）と、法曹志望者の意識や意見から推察される要因との関連性を検討した（第2節）。

第1節での分析の結果から、各仮説と法曹志望者数の増減傾向について部分的な関連性は示されたものの、法曹志望者数の増減傾向全体を説明する主要因の特定にはつながらなかった。一方、法曹コースの導入によって、法科大学院志願者数が増加している可能性が考えられた。

第2節では、法学部生に対するアンケートの結果から、法曹志望に対する不安や法曹を断念した理由として「司法試験に合格できる能力があるのか」や「他進路に魅力を感じている」という回答が多いことを確認した。また、予備試験受験の理由として「時間的・経済的負担を軽減したい」という志向も確認することができた。回答の分析の結果、法曹と比較して民間企業の魅力が相対的に向上していることで、他の職業を選択する人が増えた可能性が考えられた。

また、「3+2」といった、法曹として活躍するまでの期間を、従来より約2年分短縮し、時間的・経済的負担の軽減を図る制度改革が行われたことで、法科大学院志願者数が増加していることも想定される³³。



Point : 法曹志望者数の増減傾向の要因分析結果

- ✓ 相関分析、アンケート分析から、法曹志望者数の増減傾向への影響を検証したところ、法曹志望者数の増減傾向に対して以下の要因が確認できた。
 - 法科大学院志願者数の減少について
法曹と民間企業の労働条件の差異から、民間企業の魅力が法曹と比較したときに相対的に高まっている可能性がある。これにより、他の職業を選択する人が増えたことが一要因として考えられる。
 - 法科大学院志願者数の増加について
「3+2」の導入によって、法曹コース利用者が増加し、法科大学院志願者数が増加していることが考えられる。
 - 予備試験受験者数の増加について
学生において「早期に実務に就きたい」「経済的な負担を軽減したい」「法律知識の習得に役立つ」等の志向性があることが確認できた。

³³ 「3+2」創設による法科大学院志願者数の増加への影響は、令和5年度調査でも指摘されているところである（P.20）。なお、令和5年度調査では「法曹コースの制度創設」と記載されているものの、アンケートで確認した学生の時間的・経済的負担を軽減することへの志向性は、学部在学期間の短縮だけでなく、法科大学院在学期間にも関連すると想定されるため、本報告では「3+2」全体の制度改革の影響があったのではないかと推察している。

第4章 法曹志望者数を増やすための方策等の検討

本章では、前章で確認した法曹志望者数の増減傾向の要因を踏まえ、法曹志望者数を増やすためにはどのような方策が有効であるかを検討するために以下の2つの取組を行った。

【本章における各節の説明】

第1節：法曹志望者数を増やすための情報発信の検討

本節では、法曹志望者数の増減の要因を考慮し、法曹志望者数を増やすためにはどのような方策が必要か、特にどのような情報発信を行っていくべきであるかを検討する。

第2節：留意すべき質の担保のあり方に係る調査

法曹志望者数を増やす際には、法曹志望者や実際の法曹の質を担保することへの配慮も求められる。そのため、本節では法曹志望者数を増やすための方策の検討に加え、法曹に類似する他の士業における取組を調査する。

第1節 法曹志望者数を増やすための情報発信の検討

前章で確認したとおり、情報発信の方針は、法科大学院志願者数の減少の要因を考慮した「①法曹のネガティブなイメージを払しょくする情報発信」及び法科大学院志願者数の増加に寄与している「②法曹のポジティブな点を強調する情報発信」の2つが考えられる。

以下では、それぞれの方針における、情報発信の方法や対象者の検討を行う。

■ 検討事項① 情報発信を行う対象の検討

情報発信を行うべき対象は、大学進学者から社会人まで、多様であることが想定される。最初にどのような情報発信を行うかを検討する前提として、情報発信を行うべき対象を確認する。

■ 検討事項② 情報発信の内容の検討

先に見たように、法科大学院志願者数の減少の要因は、特に収入や労働条件の観点において、他の職業の魅力が相対的に高まっていることによるものである可能性がある。

そのため、法曹の魅力だけを発信したとしても、他の職業が依然として魅力的であるため、法曹の魅力を感じ取ってもらうことは難しく、発信の効果は高くないと考えられる。しかし、法曹に対するイメージが実態と異なっている点や、他の職業と比較しても法曹の仕事が魅力的であるといえるようなポイントを発信すること等は、有効であると考えられる。

そこで、収入や労働条件以外で学生や社会人が就職先を選択する際に考慮する要素について調査を行い、法曹が他進路よりも優れている魅力や他進路と比較する必要のない独自の魅力として発信できる特徴があるかを検討する。

■ 検討事項③ 情報発信を行う媒体の検討

情報発信は、どの媒体を用いるかによって発信の効果が変化することが想定される。そのため、まずは情報発信の対象がどのような媒体を用いて情報収集を行っているのかを確認し、その上で対象ごとにどのような媒体での情報発信を行うことが効果的であるかを検討する。

第1項 検討事項①情報発信を行う対象の検討

法科大学院は制度上学生だけを対象としているわけではなく、受験者の年齢要件もない。そのため、どちらも学生及び社会人が広く受験していることが確認できる³⁴。

図表 4-1 司法試験を受験する資格を得るための経路と想定される志願者（再掲）

司法試験 受験資格	取得ルート	取得ルートの説明	当該ルートを利用すると想定 される志願者（例）
法科大学院課程修了の資格・ 在学中受験資格を取得する	法科大学院（既修者コース）の一般選抜を受験・入学し、所定の単位を修得する	法学に係る基礎的な知識を有している人を対象とした教育課程を履修し（既修者コース）、法曹となるために必要な学識及び能力等を培う。	・ 法学の基礎知識を既に修得している学部学生 ・ 法学の基礎知識を既に修得している社会人
	法曹コース修了生が法科大学院（既修者コース）の特別選抜（5年一貫型）を受験・入学し、所定の単位を修得する	・ 大学の法学部等に設置された法曹コースを修了し、既修者コースにて法曹となるために必要な学識及び能力等を培う。 （大学3年で早期卒業等し、法科大学院既修者コースで在学中受験資格を取得・合格することで、最短5年間で司法試験受験が可能となる。）	・ 法学部等に設置された法曹コースを修了した学部学生
	法曹コース修了生が法科大学院（既修者コース）の特別選抜（開放型）を受験・入学し、所定の単位を修得する		
	法科大学院（未修者コース）の一般選抜を受験・入学し、所定の単位を修得する	法学に係る基礎的な知識を習得していない人を対象とした教育課程を履修し、法曹となるために必要な学識及び能力を培う。	・ 法学に関する学習経験が無い学部学生 ・ 法学に関する学習経験が無い社会人

また、法曹志望のタイミングを大学選択時点まで遡ると高校生も情報発信の対象になり得ると考えられる。加えて、後述するように、高校生の進路選択には保護者や学校の教員といった周囲の大人からの影響も強いと考えられることから、保護者や学校の教員に対しても情報発信を行うことが有効となることも考えられる。

以上を踏まえて、本調査では以下の5つの属性の人々を対象として情報の発信内容・発信媒体を検討する。

【情報発信の対象】

- 法科大学院の受験を検討する者
 - 学生
 - ◇ 高校生
 - ◇ 大学生
 - 社会人
- 受験者へ影響を与える人物
 - 保護者
 - 学校の教員

³⁴ 法科大学院の入学人数実績は、令和6年度時点で学生入学人数は1,703人、社会人入学人数は373人であった。

また、予備試験の受験者数実績は、令和6年度時点で学生受験者数は4,102人（出願者の自己申告による出願時現在の職種が法科大学院生、大学生、法科大学院以外の大学院生である受験者の統計値を合算した値）、社会人受験者数（受験者総数から前記学生受験者数のほか、出願者の自己申告による出願時現在の職種が無職、その他である受験者の統計値を差し引いた値）は5,350人であった。

いずれの司法試験を受験する経路であっても、若年層の学生だけでなく社会人を含め広く受験していることが確認できる。

第2項 検討事項②情報発信の内容の検討

情報発信の内容を検討する際には、「法曹のネガティブなイメージを払しょくする情報発信」や、「法曹のポジティブな点を強調する情報発信」を考慮した情報発信を行うことが考えられる。

本項では、それぞれの要因を考慮して、どのような情報発信が考えられるかを具体的に検討する。

(1) 法曹のネガティブなイメージを払しょくする情報発信内容の検討

■ 学生や社会人が就職先を決定する際に重視する事項の確認

「第3章 第2節 第2項 法曹志望上の懸念点に対する分析」に記載したとおり、近年の学生就職意識に係る調査では、「安定性がある」「自分のやりたいことができる」「給与が良い」「休日・休暇の多い」「福利厚生が良い」「働きがいがある」と言った回答が上位を占めていることが確認できる。

こうした傾向は社会人も同様であり、社会人が転職先企業を決定する際に何を重視するかを確認したアンケート³⁵では、図表 4-2 に示すとおり、調査年度すべてにおいて「給与が良い」「休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる」「希望の勤務地である」が上位3つを占めていることから、給与の高さやライフワークバランスに関連する項目が重要視されていることがわかる。

図表 4-2 転職先企業を決定する際に重要視した内容

実施年度	回答件数 1 位	回答件数 2 位	回答件数 3 位
令和 2 年度	給与が良い (12.9%)	休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる (12.4%)	希望の勤務地である (10.0%)
令和 3 年度	給与が良い (10.9%)	休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる (10.9%)	希望の勤務地である (10.2%)
令和 4 年度	給与が良い (15.4%)	休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる (9.8%)	希望の勤務地である (9.2%)
令和 5 年度	給与が良い (14.1%)	休日や残業時間が適正範囲内で生活にゆとりができる (10.0%)	希望の勤務地である (9.9%)

図表 4-3 及び「第3章 第2節 第2項 法曹志望上の懸念点に対する分析」で示した大学生が就職の際の重視するポイントから、大学生及び社会人が就職先を選択する際に重視するポイントは「収入等の金銭的待遇」「労働時間等の労働条件に係る待遇」「仕事に対するやりがい」に大きく分けられる。

図表 4-3 大学生及び社会人が就職先選択において重視するポイントの整理

分類	回答内容
(ア) 収入等の金銭的待遇	✓ 給料が良い ✓ 安定性がある

³⁵ マイナビ「転職動向調査 2024 年版 (2023 年実績) (2023 年 12 月調査)」(https://career-research.mynavi.jp/research/20240312_71344/、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)

分類	回答内容
(イ) 労働時間等の労働条件に係る待遇	✓ 休日・休暇が多い ✓ 残業時間が適正内である、ワークライフバランスが持てる ✓ 福利厚生が良い ✓ 希望の勤務地である
(ウ) 仕事に対するやりがい	✓ 自分のやりたいことができる

■ 発信すべき情報の具体的な検討

法曹のネガティブなイメージを払しょくする情報を発信する際には、図表 4-3 のポイントと結びつきやすい情報を発信することで、他の職業と比較したときの強みを理解してもらうことや、法曹の実態とイメージの乖離を解消することが効果的だと考えられる。

以下では、図表 4-4 に示す情報発信の種別（ア）金銭的待遇に係る情報、（イ）労働条件に係る情報、（ウ）やりがいに係る情報）に基づいて、どのような内容の情報発信が有効と考えられるかを具体的に整理する。

図表 4-4 ネガティブなイメージを払しょくする情報発信の種別と発信内容

（ア）金銭的待遇に係る情報	（イ）労働条件に係る情報	（ウ）やりがいに係る情報
【収入の良さ】 ✓ 特に収入の高い弁護士事務所における給与情報 【安定性の高さ】 ✓ 弁護士等への就職や有資格による企業の法務部門等の多様なキャリア形成 ✓ 資格を活用した弁護士以外の就職、キャリア形成	【福利厚生等の取組】 ✓ 弁護士事務所でのワークライフバランスや福利厚生の取組等の事例紹介	【法曹におけるやりがい】 ✓ 弁護士としての多様なキャリア、国際的な活躍や民間では経験できない社会的インパクトの大きい仕事（海外事務所でのキャリア、国際機関でのキャリア等）

（ア）金銭的待遇に係る情報

金銭的待遇については、「収入の良さ」や「仕事の安定性がある」ことが就職先選択において重要視されていた。そこで、これらのポイントに関連した法曹に関する情報の発信内容を以下で記載する。

■ 収入の良さ

法曹三者のうち、検察官及び裁判官は公務員の中でも特別な給与体系により安定した収入を得ている。また、弁護士は所属する事務所の規模等の様々な事情によって収入が大きく異なるが、高収入を実現している弁護士も存在する。こうした収入状況について発信することは有効であると考えられる。

■ 安定性の高さ

「第3章 第2節 第2項 法曹志望上の懸念点に対する分析」により、学生が就職先を選択する際に重視する項目として「安定している会社であるか」という項目の回答割合が高いことがわかっている。こうした項目に対しては、法曹資格を取得することによるキャリアの選択肢の多さや具体的な活躍の場を紹介することで法曹になった後に、資格を活用し多様な就職先を選択肢として持ちながら、長く仕事ができることを示すことが有効であると考えられる。

実際、法曹資格を取得すると、弁護士・検察官・裁判官という三つの職業に就くことができる。特に、検察

官や裁判官は公務員としての安定した立場が保障されており、長期的に専門性を活かして働くことができる。また、弁護士は、弁護士事務所間の転職や独立開業のほか、企業内弁護士（インハウスロウヤー）として民間企業で活躍する道もある。さらに、国家公務員や自治体職員として、法律の専門知識を活かして行政業務に携わる選択肢も存在する。

図表 4-5 法曹資格を取得することによるキャリアの選択肢

キャリアの区分	導入されている制度
法曹三者	✓ 弁護士、検察官、裁判官という法曹資格を取得することで選択できる職業に就職する
法曹三者間での転職・移動	✓ 検察官や裁判官が退官後に弁護士として活動する ✓ 「弁護士任官制度」や「弁護士からの検事任官」を用いて弁護士から裁判官・検察官として任官する
弁護士としての働き方の変更	✓ 所属している事務所から別の事務所へ転職する ✓ 所属している事務所から独立して自身の事務所を持つ ✓ 企業内弁護士（インハウスロウヤー）やコンサルタントとして民間企業に就職する ✓ 国家公務員や自治体職員として、行政業務に携わる
他士業に転職する・資格を取得し専門性を高める	✓ 無試験で登録できる資格（弁理士、税理士、司法書士、行政書士）に登録する ✓ 一部試験免除で受験できる資格（公認会計士等）を受験し、登録する ✓ 法曹資格に加え、上記資格を取得し専門性を高めて法曹として活動する

（イ）労働条件に係る情報

■ 福利厚生等の取組

近年の福利厚生を巡る状況は、「フレックスタイム制度」「在宅勤務制度」等の労働形態や労働時間の柔軟化、「育児休暇」等の休暇制度の充実化、「メンタルヘルスサポート」等の雇用者への支援等によって、ワークライフバランスを整える取組が中心である。代表的な取組として以下のようなものがある。

図表 4-6 福利厚生の取組の例

福利厚生の区分	導入されている制度
労働形態の柔軟化	在宅勤務制度
労働時間の柔軟化	育児時短勤務制度
	フレックスタイム制度
休暇制度の充実化	出産休暇制度
	育児休業制度
雇用者への支援	メンタルヘルスサポート
	ダイバーシティ&インクルージョンの取組

弁護士の福利厚生における課題意識は、「第3章 第2節 第2項 法曹志望上の懸念点に対する分析」に記載のとおりであり、弁護士の働き方を巡る問題意識から、日弁連がワークライフバランスに配慮した多様な働き方についての指針の策定を提言していることは先に確認した。

こうした提言以後、大手事務所を中心に福利厚生等の取組が行われていることが確認できている。こうした取組を積極的に発信し、弁護士に対する「ワークライフバランスがとりにくい」というイメージを払しょくすることは有

効であると考えられる³⁶。

(ウ) やりがいに係る情報

■ 法曹におけるやりがい

法曹三者は法曹資格を得て業務を行うという性質上、他の職業では経験できないような職務を行うことができる。これは、キャリアが多様であるというだけでなく、選択したキャリアにおける実施業務が多様であり、それぞれに「弁護士だから」「検察官だから」「裁判官だから」経験できる業務ややりがいがあるということである。

また、一般には、弁護士は依頼人の支援、検察官は刑事事件の捜査・公判、裁判官は訴訟の審理や調停といった業務のイメージがあるものの、実際の業務の内容は幅広い。

多様な業務内容ややりがいを発信し、他の職業では経験することのできない業務ができることを学生や社会人に理解してもらうことは、有効であると考えられる³⁷。

³⁶ なお、実際の取組として HP 上で公開されている事項以外に傷病休暇や介護休暇等の取組が行われていることを、弁護士事務所へのヒアリングにて確認している。

³⁷ 紹介の取組として、日本弁護士連合会 HP「さまざまな活躍の場」

(https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/top/field.html 、令和7年3月7日閲覧)

日本弁護士会連合会 HP「人を、社会を守る 弁護士のシゴト」

(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/shigoto_pam.pdf、令和7年3月7日閲覧) を参照。

（２）法曹のポジティブな点を強調する情報発信内容の検討

本項では、法科大学院志願者数の増加に寄与している「法曹のポジティブな点を強調する情報発信」の内容を検討する。

■ 「3+2」に係る情報発信

令和6年度法務省において実施されている法学部生アンケートによると、法曹コース及び在学中受験の認知度は高く、法学部生全体の71.4%が法曹コースを知っていると回答している。このことから法曹コース・在学中受験や法科大学院に係る情報発信では、制度の認知度を高める取組ではなく、法曹コース及び在学中受験そのものの魅力やメリットを発信し、利用を促進することが重要だと考えられる。

法曹コースを目指す人は、制度の特徴から以下のようなターゲットが想定され、それぞれに魅力を訴求できる内容を考慮する必要がある。

- ・ 早い段階から法曹を志望する高校生・大学生
- ・ 早い段階から専門性を身に付けたいと考える高校生・大学生
- ・ 学費を抑えた上で法曹を志望する高校生・大学生

図表 4-7 法曹コースを目指す人の特徴及び発信すべき情報の例³⁸

法曹コースを目指す人の特徴（想定）	発信すべき情報（例）
早い段階から法曹を志望する高校生・大学生	【制度的特色（法曹になるまでの時間短縮）】 ✓ 「3+2」の導入により、従来よりも約2年期間短縮を行った上で法曹として活躍することができる。 ✓ こうした制度の特徴に加え、実際に制度を利用した人物の意見や感想を発信することで、制度の特徴が利用者に与えた実際のメリットを発信し、その有用性を具体的に周知することができると考えられる。
早い段階から専門性を身に付けたいと考える高校生・大学生	【学ぶことができる内容】 ✓ 法曹コースは法科大学院との連携協力のもとで、法曹になるための体系的・一貫的な学修ができるコースである。 ✓ 法曹コースでは、早い段階から法曹になるための教育を受けることができることを発信することで法曹コースの魅力を理解してもらうことが期待できると考えられる。
学費を抑えた上で法曹を志望する高校生・大学生	【制度的特色（法曹になるまでの時間的・経済的負担軽減）】 ✓ 「3+2」の導入により、時間的・経済的負担の軽減を図ることができる。 ✓ また、一部の大学が設けている法曹コース利用者に対する特別な奨学金制度を利用することで学費負担を軽減することができる。 ✓ 実際の利用者からの情報発信が考えられる。

³⁸ 発信例として、一橋大学 法曹コース第1期生座談会（https://juken.hit-u.ac.jp/environment/bridges/072_01/、令和7年3月7日閲覧）等がある。

第3項 検討事項③情報発信を行う媒体の検討

本項では、どのような媒体にて情報発信を行うべきかを検討する。本調査では学生と社会人を中心としつつ、学生の意志決定に影響を与える保護者や学校の教員も含めて情報発信の対象としている。他方で、学生・社会人・保護者・学校の教員それぞれで進路選択や職業選択の際に参照する情報は異なると考えられる。

そのため、本調査ではまず、学生・社会人・保護者・学校の教員がそれぞれどのような媒体を用いて情報収集を行っているかを調査する。その上で、それぞれの対象に対してどのような媒体で情報発信を行っていくことが効果的であるかを検討する。

（１）学生及び社会人が情報収集のために利用する媒体の把握

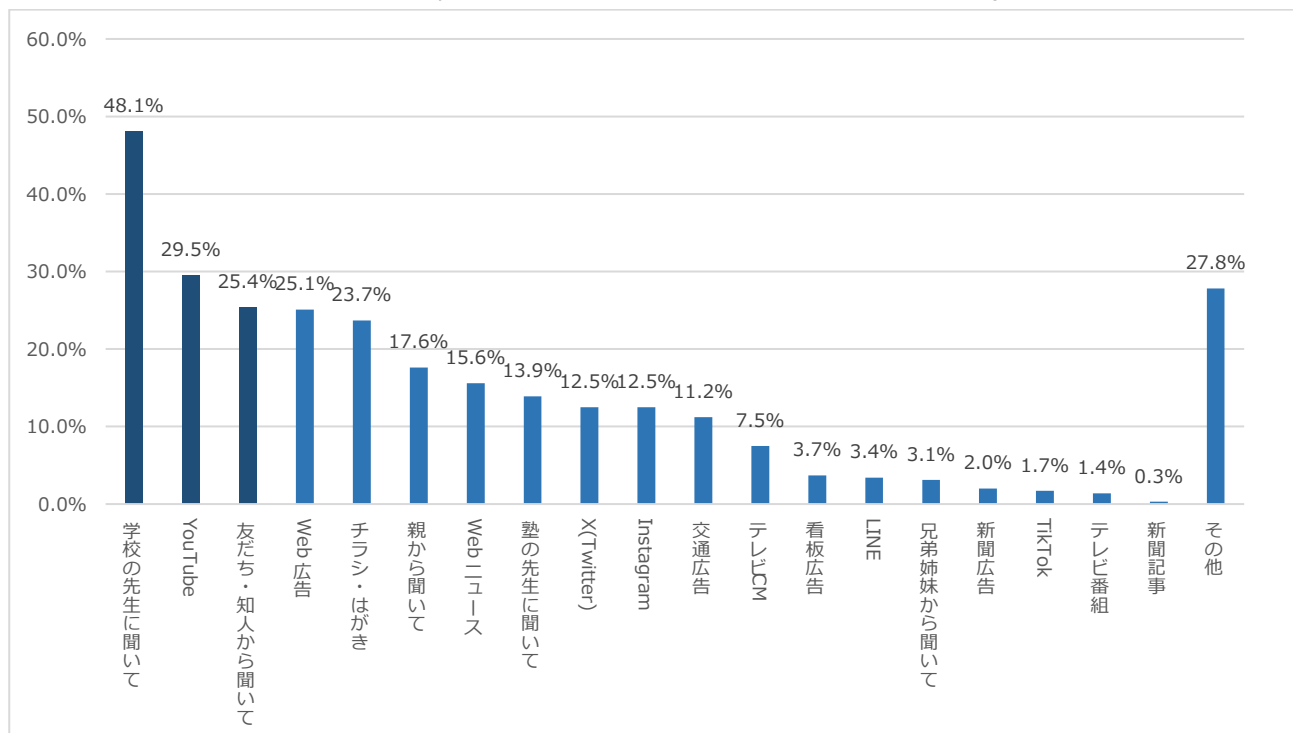
一般に、学生が進路や就職先を検討するタイミングとして、大きく①高校での進路選択と②大学での就職先選択の2つが考えられる。そこで、以下では高校生と大学生それぞれで進路や就職に関する情報収集のために利用されている媒体を確認する。

■ 高校生が進路に関する情報を収集するために利用する媒体の把握

初めに、高校生が進路に関する情報を収集するために利用する媒体について確認する。

高校生に向けた進路検討上の情報収集経路に関するアンケート調査³⁹では、大学を知るきっかけになった情報の上位3つを尋ねている。その結果は図表4-8のとおりである。

図表 4-8 高校生が大学を知るきっかけ（上位3つは濃い青色）

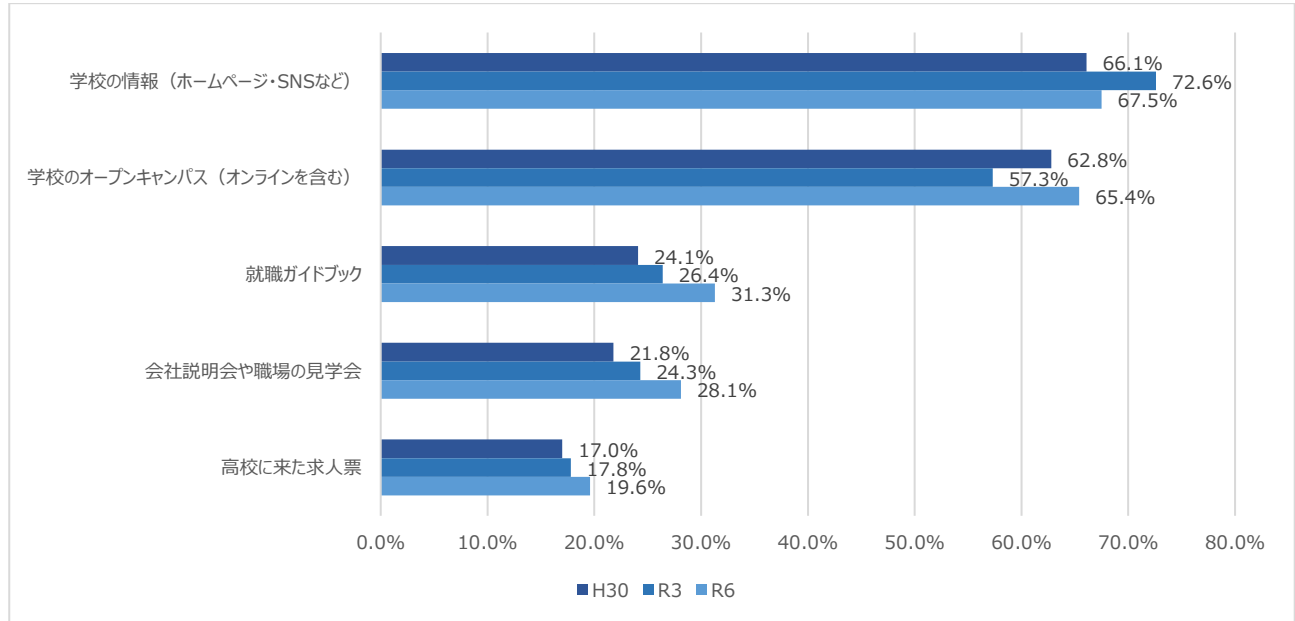


図表4-8から、高校生は「学校の先生」、「YouTube」、「友人・知人」、「Web 広告」など、自身の周囲にいる人やインターネットを用いて情報を収集していることが伺える。

³⁹Studyplus トレンド研究所「高校生の情報収集経路に関する調査」(https://www.trend-lab.studyplus.jp/post/20220826?utm_source=chatgpt.com、令和7年3月7日閲覧)より集計し、グラフを作成した。

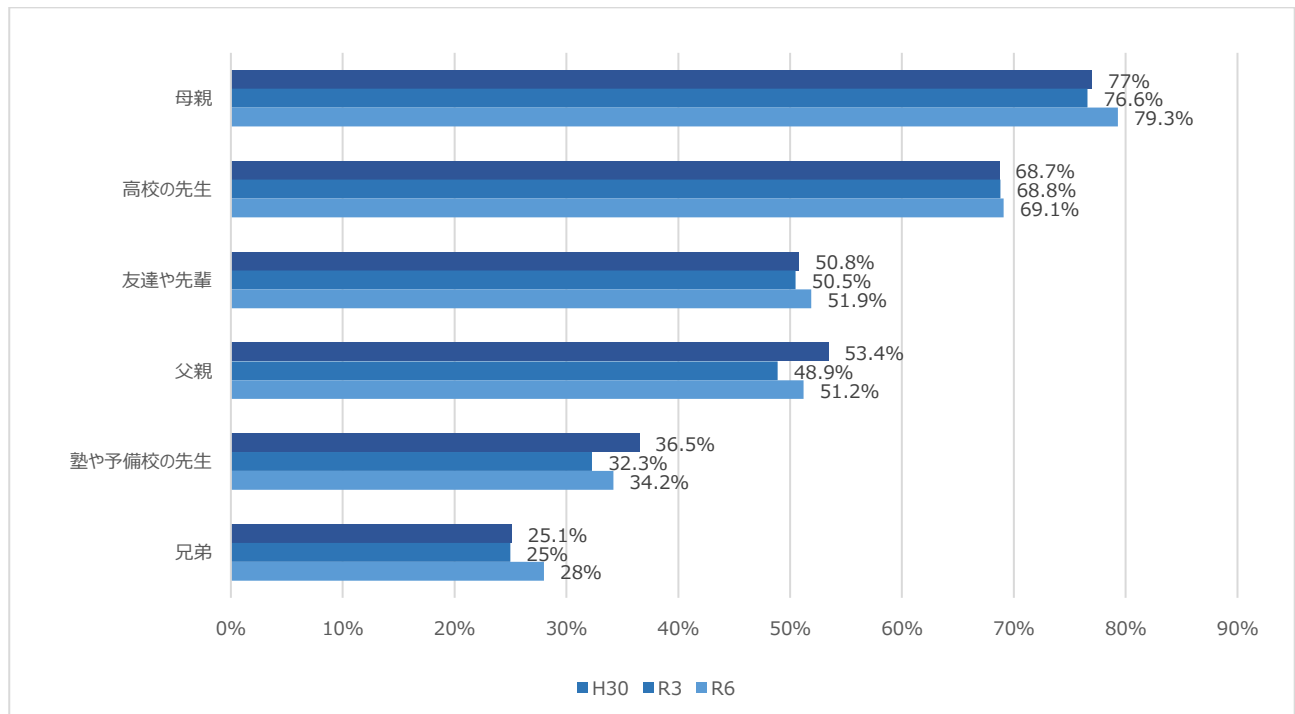
また、類似する調査⁴⁰では、進路決定に影響した情報として、「ホームページや SNS で見た学校の情報」や「学校のオープンキャンパス」が 50%を超える回答として得られている⁴¹。

図表 4-9 高校生の進路に関する資料や情報の収集経路



また、同調査では進路決定に影響した人についても調査している。調査結果は図表 4-10 のとおりである。

図表 4-10 高校生の進路決定に影響する意見やアドバイスをくれた人



図表 4-10 から、進路決定に影響した人として「母親」、「高校の先生」、「友達や先輩」、「父親」が 50%以上の

⁴⁰ 東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所「高校生活と進路に関する調査 2024」

（https://benesse.jp/berd/shotouchutou/research/detail_241220-1.html、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）より集計し、グラフを作成した。

⁴¹ 「とても影響した」と「まあ影響した」の回答率を合計した値。

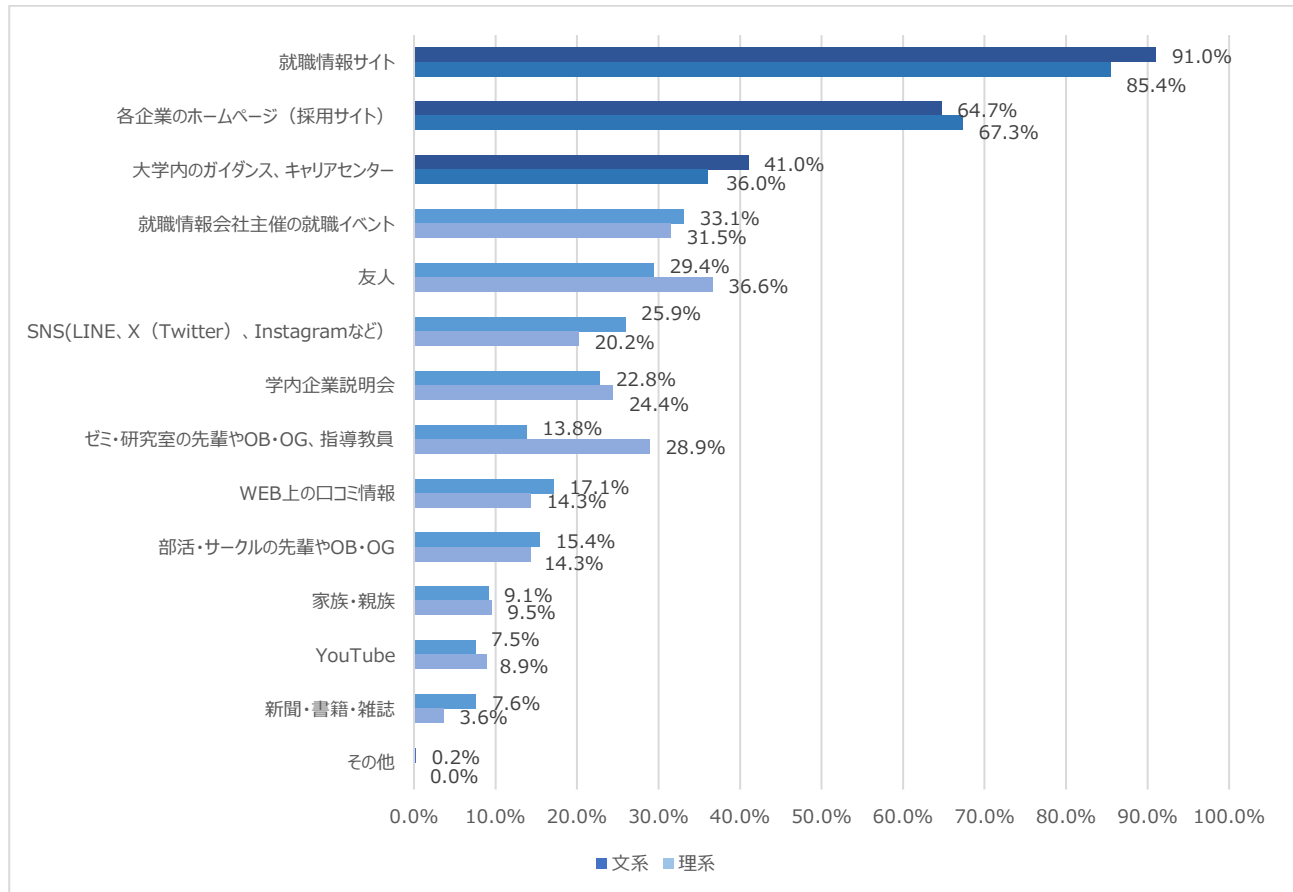
回答を集めていることがわかる。

■ 大学生が就職に関する情報を収集するために利用する媒体の把握

次に、大学生が就職に関する情報を収集するために利用する媒体について確認する。

大学生が就職先検討のために利用している情報収集媒体に係る調査⁴²では、「就職情報サイト」、「各企業のHP（採用サイト）」、「大学内のガイダンス、キャリアセンター」が情報入手先の上位3位であることが報告されている。

図表 4-11 大学生が就職活動の際に利用する媒体（上位3つは濃い青色）

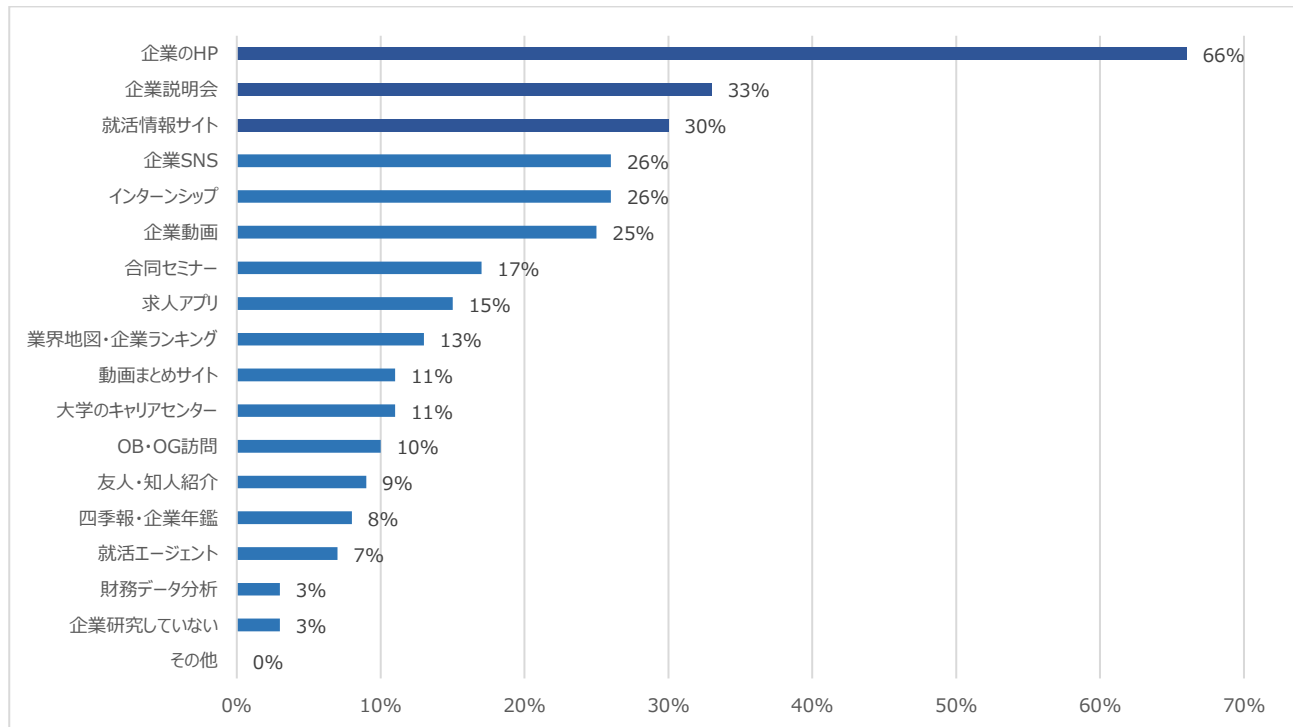


また、類似するアンケートでは情報収集に利用する媒体について、図表 4-12 に示すとおり、大学生が就職に関する情報を収集する際に利用する媒体として「企業のHP」、「企業説明会」、「就活情報サイト」が上位3位に入っていることが示されている⁴³。

⁴² 株式会社ディスコ キャリタスリサーチ「就職意識調査」(https://www.career-tasu.co.jp/wp/wp-content/uploads/2025/01/202501_gakuseichosa_kakuho.pdf、令和7年3月7日閲覧)より集計し、グラフを作成した。

⁴³ 株式会社ガロア「就活生の就活生の企業研究方法に関するアンケート」(https://www.hrpro.co.jp/trend_news.php?news_no=3483、令和7年3月7日閲覧)より集計し、グラフを作成した。

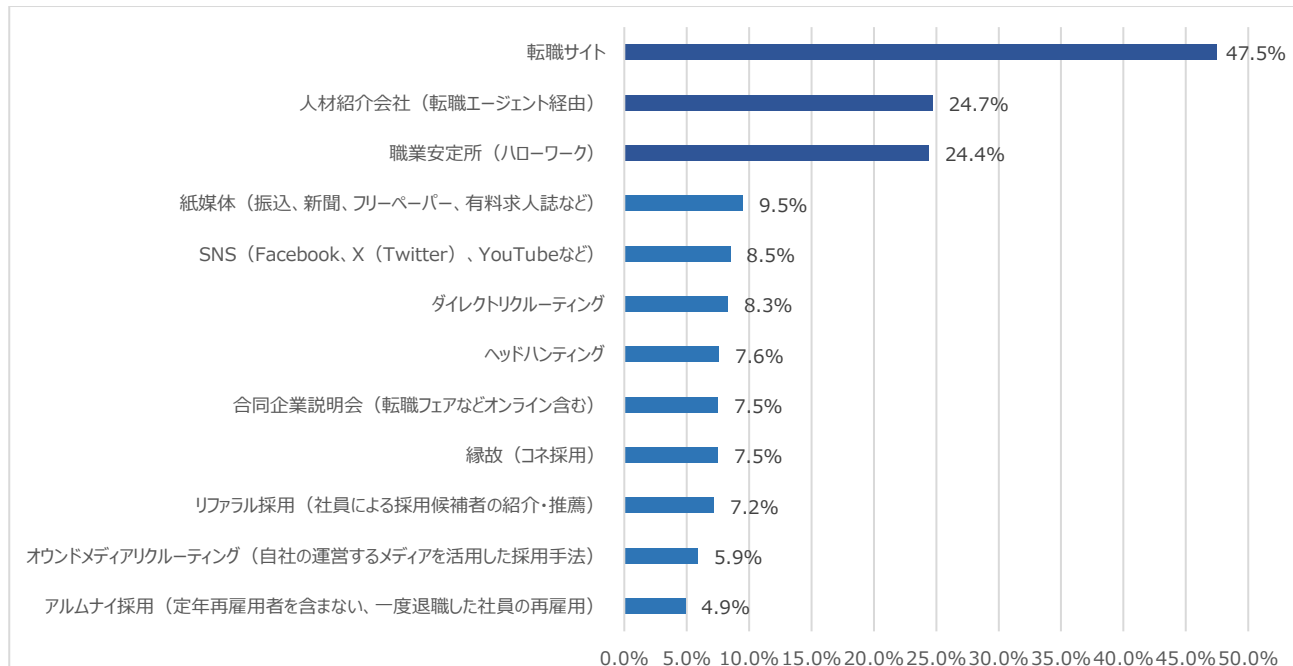
図表 4-12 大学生が就職に関する情報を収集する際に利用する媒体（上位3つは濃い青色）



■ 社会人が情報収集のために利用する媒体の把握

続いて、社会人がどのような媒体を用いて職業や職業に関する情報を収集しているのかを確認する。社会人が転職時にどのような媒体から情報収集するかを調べた調査⁴⁴では、「転職サイト」、「人材紹介会社（転職エージェント経由）」、「職業安定所（ハローワーク）」が上位3つとして挙げられている。

図表 4-13 社会人が転職に関する情報を収集する際に利用する媒体（上位3つは濃い青色）



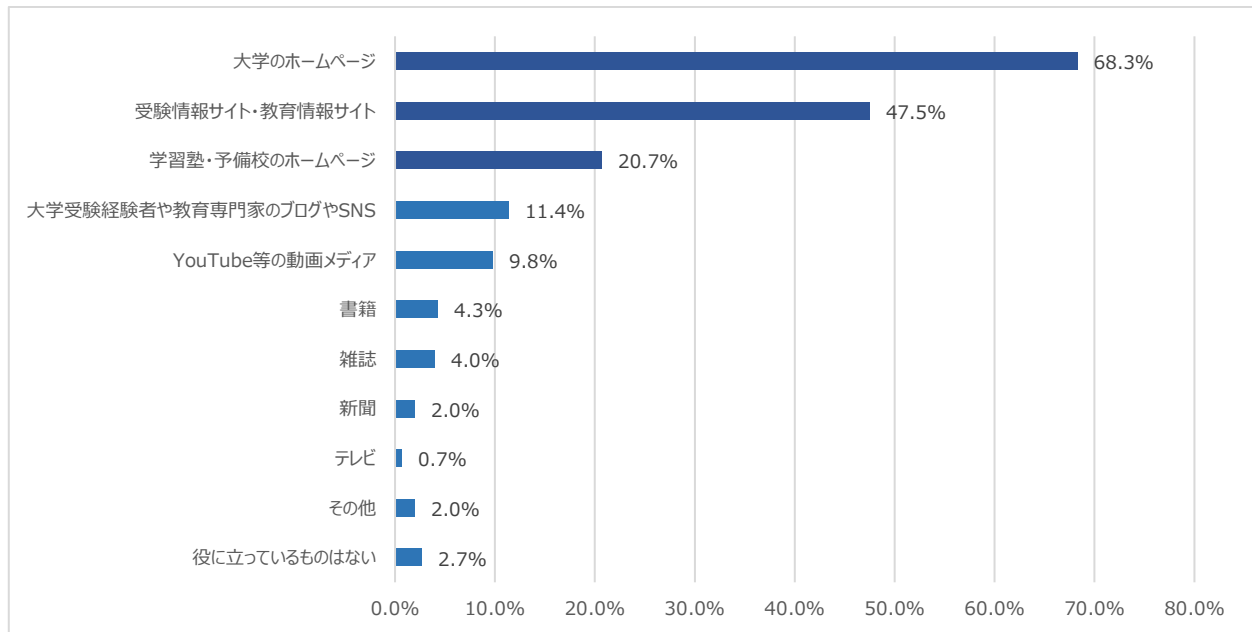
⁴⁴ マイナビ「転職動向調査 2024 年版（2023 年実績）（2023 年 12 月調査）」（<https://career-research.mynavi.jp/wp-content/uploads/2024/03/4f9fca29c057972beaff93ec07112843.pdf>、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）より集計し、グラフを作成した。

■ 高校生の保護者が進路に関する情報を収集するために利用する媒体の把握

ここからは、保護者、特に進路に対する影響力が強い高校生の子どもを持つ保護者が進路に関する情報を収集するために利用する媒体について確認する。

高校生の保護者が進路に関する情報をインターネット上で収集する際に用いている媒体について調べた調査⁴⁵では、メディアや Web サイトの中で情報収集に当たって特に役立っているものについて「大学の HP」、「受験情報サイト・教育情報サイト」、「学習塾・予備校の HP」が上位 3 つに挙げられている。

図表 4-14 高校生の保護者がインターネット上で大学受験に関する情報を収集するために用いる媒体
(上位 3 つは濃い青色)



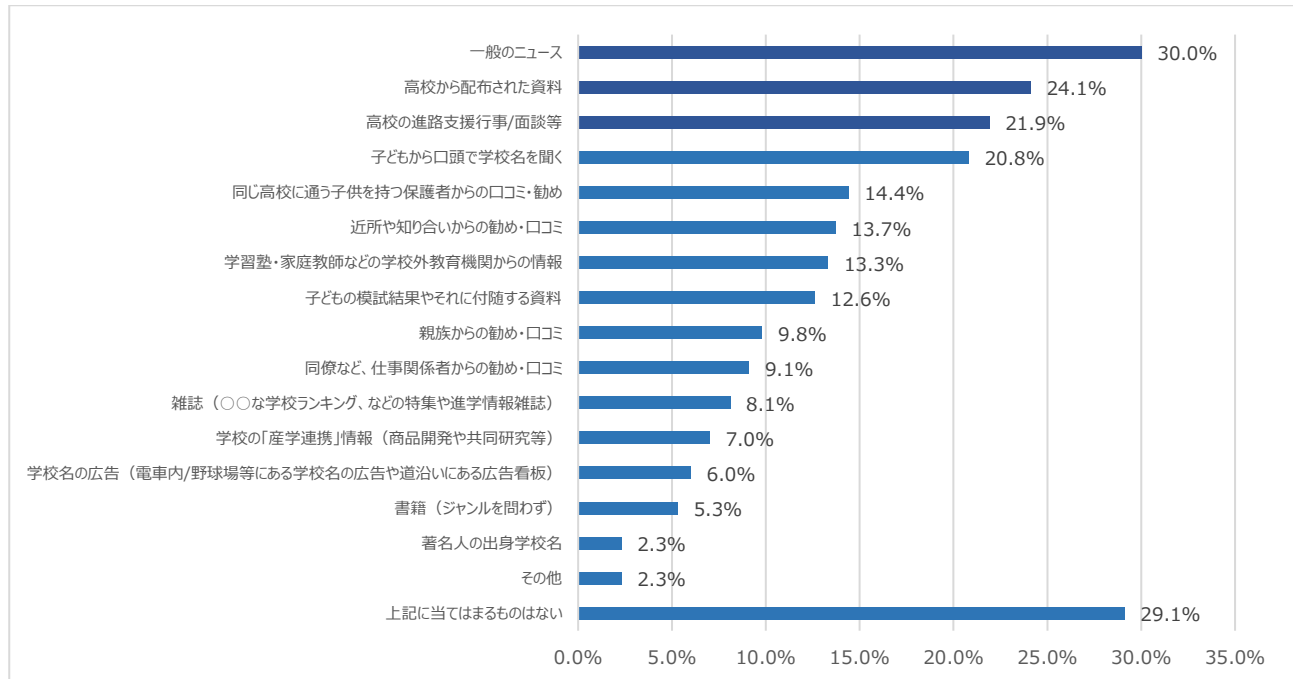
また、他の調査⁴⁶では、保護者が進路に関する情報を収集する際に用いている媒体（インターネットと学校が発行した紙冊子を除く）について調査しており、図表 4-15 に示すとおり、インターネット・学校が発行した紙冊子を除き「一般のニュース」や「高校から配布された資料」が情報収集源となっていることが示されている。

⁴⁵ 栄光ゼミナール『2023 大学受験の情報収集に関する実態調査』

(https://www.eikoh.co.jp/news/torikumi/p88302/?utm_source=chatgpt.com、令和 7 年 3 月 7 日閲覧) より集計し、グラフを作成した。

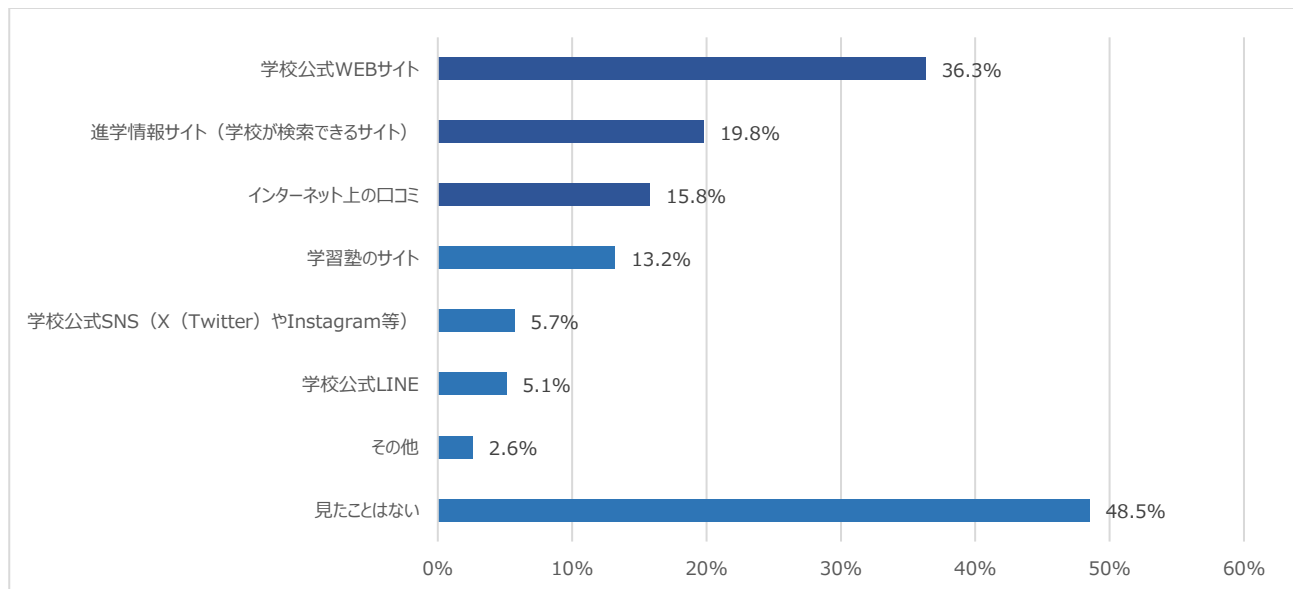
⁴⁶ 「高校生の進路に関する保護者調査」(マイナビ進学総合研究所調べ) (https://souken.shingaku.mynavi.jp/wp-content/uploads/2023/07/%E9%AB%98%E6%A0%A1%E7%94%9F%E3%81%AE%E9%80%B2%E8%B7%AF%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E8%80%85%E8%AA%BF%E6%9F%BB_%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%83%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧) より集計し、グラフを作成した。

図表 4-15 高校生の保護者が進路に関する情報を収集するために用いている媒体（上位3つは濃い青色）



同調査ではインターネットで情報を収集する際の情報源についても調査しており、図表 4-16 に示すとおり、保護者は「学校公式 Web サイト」、「進学情報サイト」、「インターネット上の口コミ」などを利用していることが示されている。

図表 4-16 高校生の保護者がインターネットでこどもの進学先に関する情報を収集する際に利用する媒体（上位3つは濃い青色）

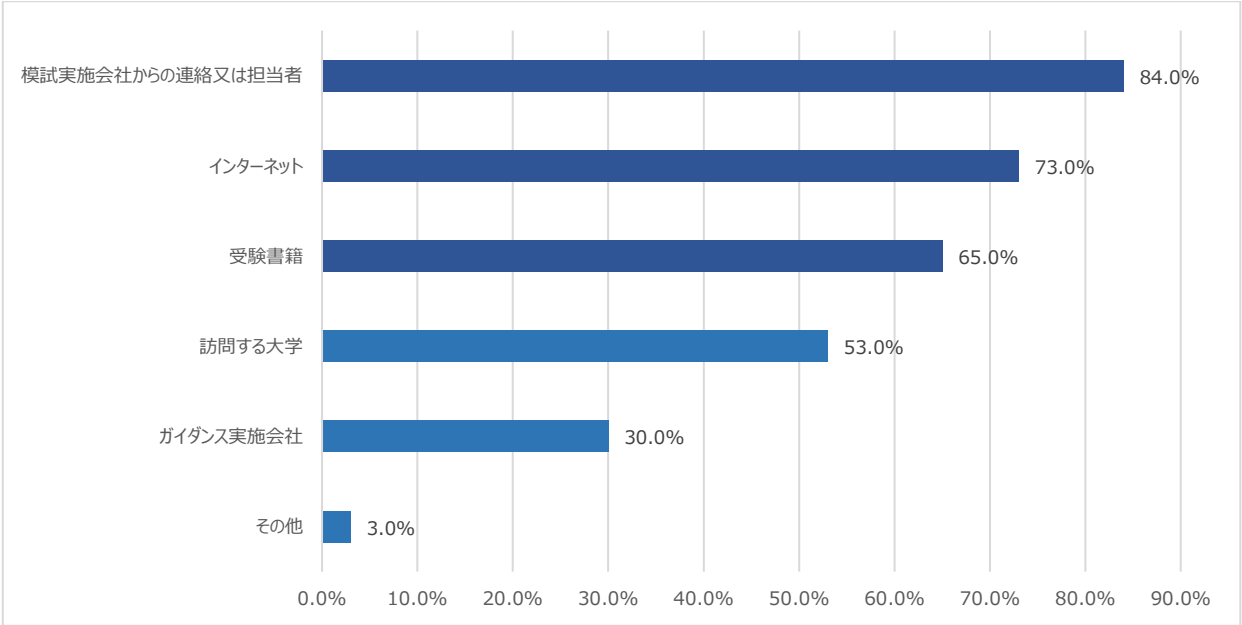


■ 学校の教員が進路に関する情報を収集するために利用する媒体の把握

最後に、学校の教員が利用している媒体について確認する。

学校の教員を対象として進路指導に関して確認した調査⁴⁷では、図表 4-17 に示すとおり、学校の教員は「模試実施会社からの連絡又は担当者」、「インターネット」、「受験書籍」などを用いて情報を収集していることがわかった。

図表 4-17 学校の教員が受験情報を収集する際に利用する媒体（上位 3 つは濃い青色）



また、同調査の報告では、インターネット上のどのサイトで情報を収集しているのかについて大手出版社や予備校のサイトが挙げられていたことが記載されている。

（２）各対象に向けて情報発信を行う媒体の検討

これまで、学生及び社会人に向けた情報発信を行う媒体を検討するため、学生・社会人・保護者・学校の教員がそれぞれどのような媒体を用いて情報収集を行っているのかについて確認した。確認結果を図表 4-18 に示す。

図表 4-18 進路や就職に関する情報を収集する際に利用する媒体の整理

情報収集の媒体・経路		学生		社会人	保護者	学校の教員
カテゴリ	詳細	高校生	大学生			
インターネットメディア	SNS や Web 広告	○	—	—	—	—
	進路・就職希望先の HP	○	○	—	○	—
	就活情報サイト	—	○	○	—	—
	受験・教育情報サイト	—	—	—	○	○
	一般にみられるニュース	—	—	—	○	—
対面での交流	オープンキャンパス	○	—	—	—	—
	大学内のガイダンス	—	○	—	—	—
	企業説明会	—	○	—	—	—
	保護者や教員	○	—	—	○	—

⁴⁷ ユニブプレス「進路指導に関するアンケート」（<https://univpressnews.com/2021/07/02/post-7606/>、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）より集計し、グラフを作成した。

情報収集の媒体・経路		学生		社会人	保護者	学校の 教員
カテゴリ	詳細	高校生	大学生			
企業・組織	人材紹介会社や職業安定所	—	—	○	—	—
	模試実施会社	—	—	—	—	○
書籍	受験書籍	—	—	—	—	○

図表 4-18 より、学生、社会人、保護者、学校の教員の 4 者全てがインターネットメディアを活用して情報を収集していることがわかる。ここから、対象を問わずインターネットメディアを用いた情報発信が効果的であると考えられる。また、以下では対象ごとの情報発信の際に利用すると効果的と考えられる媒体について整理する。

■ 学生に向けた情報発信

高校生・大学生の両者ともに利用する進路・就職希望先の HP について、進学先の大学や大学院に法曹に関する情報を記載することや法務省や法曹三者の公式 HP にて情報を発信することは有効であると考えられる。

また、高校生・大学生ともにオープンキャンパスや大学内のガイダンス、キャリアセンター、企業説明会といった対面での交流から情報を得ていることがわかる。ここから、学生に対しては、インターネットメディアだけではなく、直接対面で情報を集めることができる機会を設けて情報発信を行うことも有効だと考えられる。

高校生だけに限定すると、保護者や学校の教員が情報収集源として挙げられているが、保護者や学校の教員に対しては進路先の HP や受験・教育サイトなどによる情報発信を経て間接的に情報を提供することが有効と考えられる。

■ 社会人に向けた情報発信

社会人はインターネットメディア以外の情報源として人材紹介会社や職業安定所等の職業紹介機関から情報を収集していることがわかる。一方で、法曹は未経験未資格の人材が就職できる職業ではないため、これらの情報源から法曹の魅力を発信することは適切ではないと考えられる。

そのため、社会人に対しては転職サイトを中心としたインターネットメディアにて労働条件や社会人から法曹になるための制度を提示することが有効と考えられる。

■ 学生の保護者に向けた情報発信

保護者が進路に関する情報を収集する際によく利用している情報源として、進路先の HP や受験・教育情報サイトが挙げられる。そのため、進路先の HP や受験・教育情報サイトにて高校生の保護者という目線に合わせた情報発信を行うことが有効に働く可能性が考えられる。

一方で、一般にみられるニュースで法曹に関する情報を流すには公共メディアへの働きかけが必要となり、公共メディアとの調整や金銭的なコストが発生するため、媒体として利用することは実現性が低いと考えられる。

■ 学校の教員に向けた情報発信

学校の教員は学生、社会人、保護者とは異なる情報源である模試実施会社から進路に関する情報を得ていることがわかる。ここから、模試実施会社を通じて、法学部・法科大学院に進学して法曹を目指す人に向けた制度（例えば法曹コースや在学中受験制度）の情報を提供することも一定の効果があると考えられる。

一方で、模試実施会社を通して情報発信を行うためには模試実施会社との調整や金銭的なコストが発生するため、情報収集に利用する対象の少なさも考慮すると媒体として利用することは実現性が低いと考えられる。

第4項 法曹志望者数を増やすための情報発信方策の例

本項では、これまでの結果を踏まえ、媒体の特徴に合わせた発信の対象と発信内容について、具体的なイメージとともに示していく。

■ 情報発信のための媒体の特徴の整理

第3項で示した検討結果に基づき、実現性が低いと判断した媒体を除くカテゴリごとの媒体とその特徴及びそれを踏まえた発信の例を図表4-19に示す。

図表 4-19 媒体ごとの特徴との整理

カテゴリ	媒体	ネガティブな印象の払しょく			ポジティブな印象の強化
		収入等の条件	労働環境	やりがい	制度の特色等
インターネットメディア	SNSやWeb広告 ✓ 多くの人が参照できる	✓ 多くの人に情報を発信できるため、高い収入の事例等を発信し印象の払しょくを図ることが考えられる	✓ 福利厚生等の紹介等によるイメージギャップの修正を行うことが考えられる	✓ 必ずしも関心が高い人が参照する媒体ではないので、一般的な業務内容等を説明することが考えられる	✓ 制度について詳しく知らない人も参照する媒体であるため、制度の説明等を発信することが考えられる
	就活情報サイト 受験・教育情報サイト ✓ 進路や就職先を比較しながら情報収集できる	✓ 進路を比較する学生・社会人が参照するため、民間企業と比較したときにより高い収入事例等を発信することが考えられる	✓ 収入等の条件と同様に、民間企業と比較したときにより先進的な取組事例があれば発信することが考えられる	✓ 民間企業と比較したときの業務内容ややりがいが大きく異なるため、具体的な業務の内容ややりがいを発信することが考えられる	✓ 進路や就職先を検討している人に対しては、制度を利用することの時間的・経済的メリットを伝えることが考えられる
	進路先や法曹三者の公式HP ✓ 進路先や法曹三者に関心が高い人が情報収集する	✓ 法曹の中での就職先選択のために、働き方による収入例等を示すことが考えられる	✓ 大規模事務所だけでなく、中小の事務所や実際の利用例を含めた、働き方のイメージを発信することが考えられる	✓ すでに関心が高い人が参照することが想定されるため、一般的な業務内容に留まらず、詳細な活動領域等を発信することが考えられる	✓ すでに関心が高い人が参照することが想定されるため、制度の特色やメリットだけでなく、実際の利用例や利用者の声を発信し具体的なイメージをつけてもらうことが考えられる
対面での交流	オープンキャンパスや企業説明会 ✓ 双方向のやり取りを通じ情報収集できる	✓ 対面での交流や双方向の情報のやり取りにおいては、法曹についてまだ知らない人に対しても、すでに関心を持っている人に対しても、多くの情報を提供することができる ✓ 上記の収入、労働環境、やりがいや制度の特色等を、それぞれの人に対して柔軟に発信することが考えられる ✓ また、対面での情報収集においては、例えば「模擬裁判に参加してもらう」等、法曹の仕事を具体的に体験することで業務内容ややりがいを感じてもらうことも考えられる			

図表 4-19 の内容を基に、以下では媒体ごとにおける具体的な情報発信のコンテンツの例を示す。

【SNS や Web 広告】

SNS や Web 広告では、広く様々な人に対して情報を伝えることができるため、法曹を知り、関心を持ってもらうきっかけとなるような情報を示すことが重要と考えられる。

そのため、SNS や Web 広告では「法曹の仕事の紹介」や「法曹になる方法（法科大学院を利用する等）」に関するコンテンツを提供することが一つの例として考えられる⁴⁸。

【就活情報サイト】

就活情報サイトでは色々な職業の比較を行いながら、就職先や転職先の情報を入手することができる。

「他の職業と比較して魅力がある」と知り、法曹に対する関心を持つことや法曹になりたいと思ってもらうために、法曹に関する一般的な情報だけでなく、他の職業との異なる業務内容を具体的に伝えること等が、発信内容の例として考えられる⁴⁹。

【進路先や法曹三者の公式 HP】

進路先や法曹三者の公式 HP にアクセスするような人は、すでにその進路や法曹という職業に対して関心があることが想定される。

そのため、具体的な法曹になるための方法や法曹になってからの業務内容に加え、働く上での支援（福利厚生）や収入等の具体的な情報を伝えることが重要だと考えられる。そのため、「法曹になるための各種制度の特徴」、「法曹の業務内容」、「法曹のやりがい」等に加えて、「実際の収入イメージ」や「福利厚生等の制度利用の状況」等の情報を伝えることも有効であると考えられる⁵⁰。

【対面での交流】

対面での交流では、法曹について知ることから、関心を持つこと、なりたと思うことのいずれについても、踏み込んだ情報を提供することができる。そのため、法曹の職業の説明といった情報から、やりがいや法曹になる方法にとどまらず、収入や福利厚生といった情報等についても具体的に発信し、法曹の魅力を具体的に感じてもらうことが重要だと考えられる。

また、質問や相談を通じて双方向の情報収集ができるという特徴から、法曹に強い関心を持っている人が抱えている不安や悩みの相談会などを実施することで、法曹になりたかったけれども断念した人に再度法曹を志望してもらうことも考えられる⁵¹。



Point : 法曹志望者数を増やすための情報発信の検討結果

- ✓ 法科大学院の受験者（高校生、大学生、社会人）、受験者へ影響を与える人物（保護者、学校の教員）を情報発信の対象とする。
- ✓ 学生、社会人が他の就職先と比較して「より良い」と思えるような情報を発信することが重要だと考えられる。

⁴⁸ 他の職業における一例として、日本公認会計士協会 YouTube 公式アカウント「【現役公認会計士対談！】公認会計士ってなあに？」（<https://www.youtube.com/watch?v=VBfYfx5-MxLw&t=2s>、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）がある。

⁴⁹ 他の職業における一例として、ワンキャリア「若手コンサルタントのぶっちゃけ座談会「A.T. カーニー＝個人主義」の真実に迫る」（<https://www.onecareer.jp/articles/1852>、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）がある。

⁵⁰ 他の職業における一例として、日本税理士連合会「税理士になろう」（https://www.nichizeiren.or.jp/prospects_job/assets/pdf/zeirishi_job.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）がある。

⁵¹ 「法曹キャリア関連のイベント情報（2023 年度）」（<https://www.lskyokai.jp/caravan/pdfs/others2023.pdf>、令和 7 年 3 月 7 日閲覧）を参照。

- 金銭的待遇等に係る情報（法曹三者の給与情報、キャリアの選択肢の多様性や、長く働けることによる安定性の高さ等）
 - 労働条件に係る情報（弁護士事務所でのワークライフバランスや福利厚生の事例）
 - やりがいに係る情報（国際的な活躍や民間では経験できない社会的インパクトの大きい仕事の事例）
- ✓ 全ての発信対象者が進路選択において情報収集に活用しているインターネットメディアが、情報発信に有効な媒体である。また、媒体によって特徴が異なるため、媒体に適した内容の発信が必要である。

第2節 留意すべき質の担保のあり方に係る調査

前節までは、法曹志望者数の増加を目的とした方策の検討を行った。

しかし、法曹という仕事は単に志望者を増やすことを達成できればよいのではなく、高い専門性や倫理観を持った人物が法運用に携わる必要があるという特徴を持つ。そのため、志望者数を増加させつつ、同時に志望者の質を担保することが非常に重要である。

そこで、弁護士と類似する士業について、質の担保方法や質の評価の在り方、人口管理方法とそれに対する志望者数の関係について調査を行う。

調査対象の士業としては、第 3 章内での「【仮説②】他士業の人気の高まり、法曹志望者が他士業を目指すようになった可能性」の分析にて、選定した士業（公認会計士、司法書士、税理士、弁理士）に加えて、法曹と「受験要件の有無」、「受験難易度」の観点で類似性の高い医師を加えた 5 つの士業に対して上記の調査を行う⁵²。

第1項 質の担保方法と質の評価

質の担保方法の調査に当たって、「士業の質」が何であるかを定義する。

そもそも、士業の質は、士業従事者の内的な質⁵³と、士業従事者の提供するサービス・成果等の外的な質の 2 つがあると考えられる。

本調査において検討すべき質とは、以下の 3 点の理由から、前者の内的な質であると考ええる。

1. 法曹が提供するサービスの質は法曹の内的な質に基づいて定まる
2. 法曹人口が増えたときに懸念される質は法曹個々人の内的な質を指すと考えられる
3. 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が設置された目的は法曹としての資質を養うことにある

士業従事者の内的な質を担保する取組について、調査対象の 5 つの士業全てで設けられており、かつ、内的な質を養成することを目的としていることから、研修制度について関連機関の公開情報を基に調査する。

図表 4-20 各士業において実施されている研修制度

士業	登録前研修 (実務経験も含む)	登録後研修	継続研修	特別研修
公認会計士	実務補習： 専門的知識を実務上で 応用するための基礎を習得	-	CPD(継続的専門研修)： 継続して自主的かつ能動的な能力開発を行い、監査業務等の質的向上を図る	-
	実務研修： 監査の現場で専門知識を用いて業務を経験し、社会経験を与える			

⁵² 第 3 章における士業の選定の際には、「士業の人気の高まり、法曹志望者が他士業を目指すようになった可能性」の検証が目的であり、医師を目指す中で法曹を志望すること、その逆についても考えづらいため比較対象外としていた。

⁵³ 首相官邸「司法制度改革審議会意見」(https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihou_suishin/ikensyo/iken-3.html、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)より、内的な質とは、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力」を指す。本調査でもこの定義に準拠しながら調査を進めた。

士業	登録前研修 (実務経験も含む)	登録後研修	継続研修	特別研修
司法書士	新人研修： 司法書士事務所における 日常の執務経験を提供	-	会員研修： 職業倫理の保持、専門 的能力の向上を図る	特別研修： 簡裁訴訟代理等関係業 務を行うための必要な能 力を習得する
税理士	実務経験： 租税又は会計業務に関 する実務経験を与える	登録研修： 業務及び各種法令の研 修から、業務の改善進歩 と資質の向上を図る	単位制研修： 納税者等の要請の複雑 化、多様化に対応し、資 質の向上を図る	-
弁理士	実務研修： 必要な技能及び高等の 専門的応用能力を修得 させる	-	継続研修： 倫理研修や、法令の研 修、実務の研修から、資 質の向上を図る	能力担保研修： 特定侵害訴訟に関する訴 訟代理人となるための必 要な学識及び実務能力 を習得する
医師	臨床研修： 専門とする分野に関わら ず基本的な診療能力を 習得する	-	生涯教育制度： 医師の研修意欲をさらに 啓発・高揚させる、社会に 対して医師が勉強に励ん でいる実態を示し、国民か らの信頼を増すことを図る 専門医制度： 各診療科において標準的 で適切な診断・治療を提 供できる医師を養成する	再教育制度： 行政処分を受けた医師に 対して、職業倫理を高め、 医療技術を再確認し、能 力と適正に応じた医療を 提供することを促す

上記に示すとおり、各士業の研修制度は、資格を得る前に実施する実務研修等の「登録前研修」、税理士会登録1年目に実施されるような「登録後研修」、講義の受講等により年次ごとに規定の単位を取得するような「継続研修」、特定の場面で実施する「特別研修」の4つに分類できる。資格自体を更新するための研修制度は各士業において実施されていないが、資格取得後も継続して質を担保するための研修を実施していることがわかる。

法曹の実務の場における研修事例としても、大手の弁護士事務所にて実践的な基礎知識、法改正等の最新情報の共有を目的とした講義形式の研修事例が確認できている⁵⁴。このような事例を、多くの弁護士事務所に広めていくことを日弁連等の関連機関から促すことは、法曹の質の担保に対して有効であると考えられる。

ただし、各士業で実施されている質の担保に係る制度が、質に対して実際にどのような影響を与えたか、各士業を管理する公的機関によって評価を実施している事例は見受けられなかった。

第2項 有資格者数管理方法と志望者数の関係

各士業において、資格者の人口に関する方針とそれに基づく具体的な取組を、関連する機関の公開情報を基に調査する。

⁵⁴ 森・濱田松本法律事務所 ホームページ (<https://recruitment.morihamada.com/lawyers/career/>、令和7年3月7日閲覧)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 ホームページ (<https://careers.amt-law.com/lawyer/training/continue/>、令和7年3月7日閲覧)

また、それらの取組が志願者数にどのような影響を及ぼしたか、各士業の受験者数の推移を確認して調査する。
なお、司法書士については人口管理の方針、取組ともに公開情報からは確認できなかった。

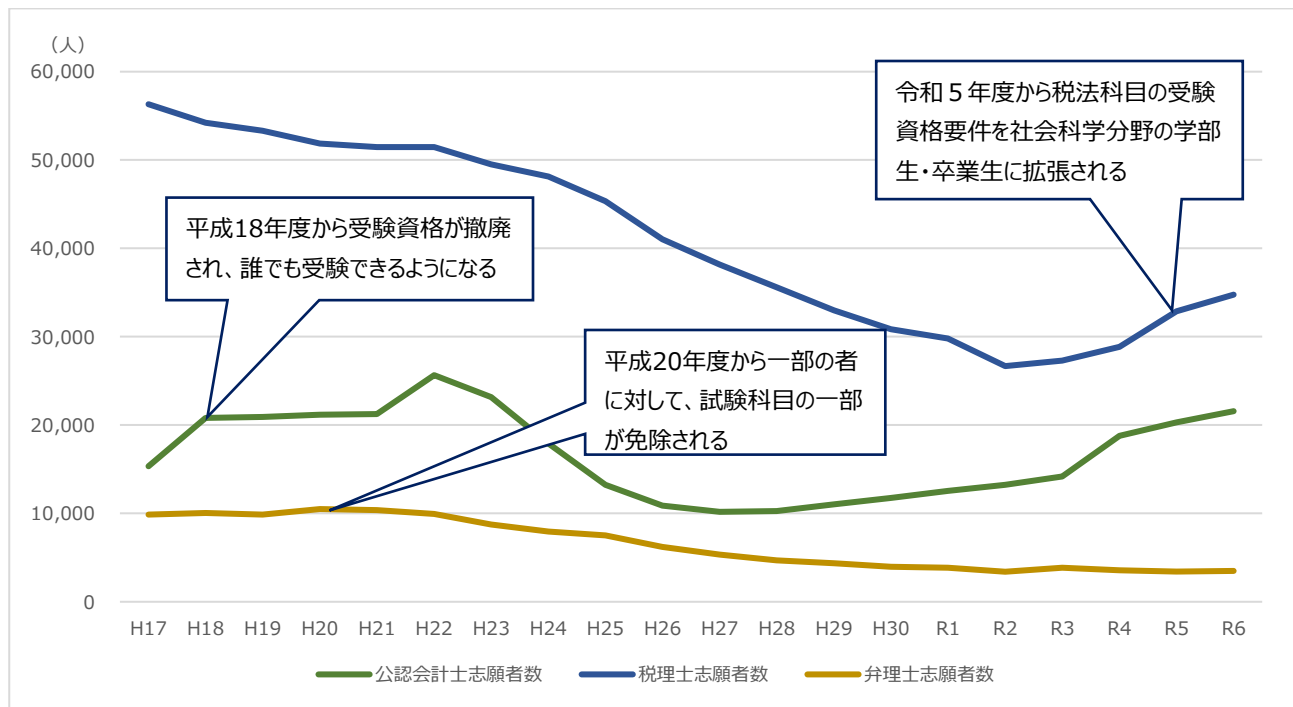
図表 4-21 各士業における有資格者数の管理方法

士業	有資格者数管理の方針 ⁵⁵	具体的な取組	効果
公認会計士	✓ 志願者数の増加を目指す (平成 15 年度)	✓ 受験要件の緩和： 平成 18 年度から受験資格が撤廃され、誰でも受験できるようになる	✓ 志願者数について、平成 18 年度から平成 22 年度まで毎年増加 (図表 4-22 にて推移を示す)
税理士	✓ 志願者数（特に若年層）の減少を防ぐことを目指す （令和 4 年度）	✓ 受験要件の緩和： 令和 5 年度から税法科目の受験資格要件を社会科学分野の学部生・卒業生に拡張	✓ 取組が近年のものになるため、参考値となるが、令和 2 年度から志願者数は毎年増加 (図表 4-22 にて推移を示す)
弁理士	✓ 弁理士増加を目指す （平成 18 年度）	✓ 受験要件の緩和： 平成 20 年度から知的財産に関する大学院の修了者及び弁理士試験の一部科目の既合格者に対して、弁理士試験の試験科目の一部免除	✓ 平成 20 年度の受験要件緩和後も、志願者数は令和 6 年度まで毎年減少 (図表 4-22 にて推移を示す)
医師	✓ 医師の総数に関しては、既に充分であるが、医師不足の地域があり、 偏在対策を講じる必要性が指摘されている （令和元年度）	✓ 定員設定： 都道府県別に専門医の採用上限数を設定、及び臨床研修医の募集定員上限数を設定 ✓ 認定医制度： 医師少数区域で勤務した医師を認定する制度。特定の病院において、認定医師でなければ管理者になれない仕組みや、研修等の経費の活用によるインセンティブを設定	✓ 医師少数区域における、基準値に達することを目標として設定しており、令和 6 年度時点での中間目標は達成

⁵⁵ 各士業の有資格者管理の方針について確認先を以下に示す。

- ・ 公認会計士：金融庁「公認会計士法における公認会計士試験の実施について」
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/kako/f-20031225-5.pdf>、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)
- ・ 税理士：資格の TAC「日本税理士会連合会に聞く、税理士制度見直しの概要と背景」(https://www.tac-school.co.jp/tacnewsweb/feature/feat202209_sp.html、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)
- ・ 弁理士：特許庁「弁理士制度の見直しの方向性について」
(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/2021houkokusho/houkokusho.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)
- ・ 医師：厚生労働省「医療政策研修会 医師確保対策の現状と今後について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001322186.pdf>、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)

図表 4-22 受験要件緩和を実施した士業の志願者数の推移⁵⁶



図表 4-22 に示すとおり、公認会計士や税理士において実施されている受験要件の緩和の後、志願者数が増加していることから、この取組による一時的な効果が出た可能性はある。

なお、税理士においては、受験要件緩和の前から志願者は増加しているため、同時期から実施されているセミナーや、魅力発信のための特設サイト開設等、複数の取組が志願者増加に影響していることも考えられる。

一方で、弁理士については、公認会計士、税理士と同様に受験者要件の緩和を実施するも、その後も志願者数は減少している。これを受け、平成 31 年に弁理士を管轄する特許庁において、認知度の低さや他士業と比較した際の魅力の低さから志願者数が減少している可能性があることが示唆されている⁵⁷。

加えて、図表 4-22 に記載の推移からもわかるように、公認会計士や税理士について、受験要件の緩和の時期とは関係のない増減が大きくみられる。これらのことから、志願者数については、受験要件緩和以外の外的影響等に

⁵⁶ 各士業の志願者数について確認先を以下に示す。

- ・ 公認会計士：金融庁「平成 18 年公認会計士試験の合格発表について」
(https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku18_b.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧) より、平成 17 年度の公認会計士の志願者数を集計し、グラフを作成した。
金融庁「令和 6 年公認会計士試験合格者調」(https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/r6shiken/ronbungoukaku_r06/03.pdf、令和 7 年 3 月 10 日閲覧) より集計し、平成 18 年度から令和 6 年度までのグラフを作成した。
- ・ 税理士：国税庁「税務統計 税理士試験の受験・合格者数」
(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/sonota2021/sonota.htm>、令和 7 年 3 月 10 日閲覧) より集計し、グラフを作成した。
- ・ 弁理士：特許庁「弁理士制度の現状と今後の課題」(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/20-shiryu/02.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧) より集計し、平成 16 年度から令和 4 年度のグラフを作成した。
- ・ 特許庁「令和 6 年度弁理士試験の結果について」
(https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/document/index/2024_shiken-kekka.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧) より集計し、令和 5 年度、令和 6 年度のグラフを作成した。

⁵⁷ 特許庁「弁理士制度に関する最近の課題について」(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/14-shiryu/shiryu05.pdf、令和 7 年 3 月 7 日閲覧)

よっても大きく増減する場合があります、受験要件緩和等の制度改革のみでは一時的な増加以上の効果を期待することは難しいと考えられる。



Point : 質の担保のあり方に係る調査結果

- ✓ 質の担保方法について、各士業での対応事例があり、研修制度の実施が多く見られた。
- ✓ しかし、その結果として「どの程度質が向上しているか」を評価する事例は見られなかった。

第5章 調査結果のまとめ

本調査の目的であった、「法曹志望者数がどのような要因で増減しているのか」及び「増減の要因を踏まえて法曹志望者数を増加させるためにはどのような方策を行うべきか」という問題意識に対する、調査・検討結果を示す。



法曹志望者数がどのような要因で増減しているのか

- ✓ 法曹志望者数の増減傾向がどのような要因で起こっているのか。



【考察①】 他の職業の魅力が相対的に高まっていることが、法科大学院志願者数の減少に影響している

- ✓ 法曹を目指す学生が就職先として検討するような民間企業の収入は高く、また、ワークライフバランスの取組も積極的に行われている。
- ✓ 法曹、特に弁護士は、ワークライフバランスを改善するための取組が行われているものの、「ワークライフバランスが取りにくい仕事」というイメージが残っている。
- ✓ そのため、かつてであれば法曹を志望していたような人が、他の職業に魅力を感じ、他の職業への就職を選択することで、法曹志望者数が減少している可能性がある。



【考察②】 法曹コースの在籍者数の増加が、法科大学院志願者数の増加に影響している

- ✓ 法科大学院志望者数の増加と法曹コース在籍者の増加数は、時期や増加の傾向の間に強い関連性があることが明らかになった。



法曹志望者数を増加させるためにはどのような方策を行うべきか

- ✓ 法曹志望者数の増減傾向及び増減傾向に影響を与えている要因を考慮した上で、どのような方策、特に情報発信を行うことが有効か。



【考察①】 法曹のネガティブなイメージを払しょくするための情報発信

- ✓ 一般的に、学生や社会人は、就職先を選択する際に収入等の「金銭的待遇に係る情報」、福利厚生等の「労働条件に係る情報」、仕事内容等の「やりがいに係る情報」を重視することがわかった。
- ✓ これに対して、**法曹の収入や安定性の高さや法曹だからこそできる業務や、公益的な仕事であることを発信して、ネガティブなイメージを払しょくすることや、一般のイメージと乖離のあるワークライフバランス等の取組を発信して、イメージの刷新を図ることが有効だと考えられる。**



【考察②】 法曹のポジティブな点を強調する情報発信

- ✓ 「3 + 2」の導入により、時間的・経済的負担の軽減が図られた。
- ✓ これに加えて、**法曹コースは法科大学院との連携協力のもとで、法曹になるための体系的・一貫的な学修ができる。**
- ✓ こうした特徴に加え、体験談等を発信することで、**制度のメリットや有効性を具体的に周知し、利用を促すことが有効だと考えられる。**